

平成24年第2回当別町議会定例会 第1日

平成24年6月6日（水曜日） 午前10時00分開会

議 事 日 程 （第1号）

開会・開議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 理事者の報告

第 5 議会運営委員会報告

散 会

午前10時00分開議

出席議員（17名）

1番	山田	明君	2番	古谷	陽一君
3番	宮司	正毅君	4番	渋谷	俊和君
5番	稲村	勝俊君	6番	石川	和栄君
7番	臼杵	英男君	8番	小早川	孝男君
9番	神林	俊一君	10番	岡野	喜代治君
11番	市川	正君	12番	桐井	信征君
13番	島田	裕司君	14番	竹田	和雄君
15番	柏樹	正君	16番	後藤	正洋君
17番	高谷	茂君			

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	泉亭	俊彦君
副町長	近藤	充徳君
総務部長	加賀谷	定歳君
総務課長	野村	雅史君
財政課長	江口	昇君
企画部長	増輪	肇君
美しいまちづくり課長	熊谷	康弘君
住民環境部長	森田	至君
環境生活課長	中出	徳昭君
福祉部長	高橋	通君
福祉課長	高取	真由美君
経済部長	竹原	陽一君
農林課長	三上	晶君
建設水道部長	堤	和弘君
建設課長	高松	悟志君
代表監査委員	米口	稔君
教育委員長	大澤	勉君
教育長	山内	秀治君
教育部長	小山	久夫君

管 理 課 長 山 田 敏 行 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	滝 本 隆 志 君
次 長	五十嵐 一 夫 君
主 幹	小 川 義 則 君
主 事	浦 島 卓 君

◎開会・開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（高谷 茂君） おはようございます。ただいまの出席議員17名、定足数に達しておりますので、平成24年第2回当別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（高谷 茂君） 議事日程でございますが、さきにお配りをした日程表により議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高谷 茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第118条の規定により、

2番 古 谷 陽 一 君

3番 宮 司 正 毅 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（高谷 茂君） 日程第2、会期の決定ですが、さきに議会運営委員会を開催し、協議の結果、平成24年6月6日から6月11日までの6日間といたしましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、6月6日から6月11日までの6日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（高谷 茂君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

監査委員より例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご高覧願います。

次に、議長の出張報告をいたします。5月29日、30日に東京都で開催された第37回町村議会議長・副議長研修会に出席をいたしました。

なお、復命書につきましては議会事務局に保管しておりますので、ご了承願います。

以上、報告を終わらせていただきます。



◎理事者の報告

○議長（高谷 茂君） 日程第4、理事者において報告事項があれば、その報告を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 行政報告を申し上げます。

情報公開制度の実施状況についてであります。当別町情報公開条例第23条及び当別町個人情報保護条例第32条の規定に基づき、平成23年度実施状況を報告いたします。当別町情報公開条例に基づき、実施機関への情報開示請求は3件ありました。すべて町長部局に対するものであります。開示請求に対する決定等の内容については、平成23年1月1日から建築計画概要書73枚、それから当別町町長及び副町長の平成22年8月1日以降の出張状況のわかる書類、開示請求35枚、平成22年9月1日以降町発注事業入札及び落札状況、指名、一般の区分、また入札参加者、それから落札予定価格、それから落札額、さらに落札業者、開示請求34枚、3件の請求、今申し上げたすべてを開示しております。また、当別町個人情報保護条例に基づく個人情報の開示請求は、平成23年度においては各実施機関ともありませんでした。

以上、開示の方法等について請求者から不服申し立てがなかったこともあわせ、平成23年度の情報公開制度実施状況の報告とさせていただきます。



◎議会運営委員会報告

○議長（高谷 茂君） 日程第5、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長から、平成24年度道内所管事務調査終了について議会運営委員会報告の申し出がありますので、これを許します。

島田委員長。

○議会運営委員会委員長（島田裕司君） 議会運営委員会報告書。

平成24年度議会運営委員会は、所管事務調査を実施し帰庁したので、下記のとおり報告する。

なお、復命書、関係資料等については、議会事務局に保管をしております。

記。日程、平成24年5月16日から17日（1泊2日）。

研修地、十勝管内鹿追町、釧路管内釧路町。

研修項目、議会運営と議会改革の2点について、鹿追町及び釧路町を訪問し、説明を受け意見交換を行って研修をしてまいりました。鹿追町議会では、議会及び議員に係る基本的事項を定め、町民参加型の議会づくりと豊かなまちづくりを実現するため、平成22年4月に制定された鹿追町議会基本条例について説明を受け、意見交換を行ってまいりました。釧路町議会では、議会運営、議会改革について最近の取り組み状況や、平成23年11月に常任委員会の設置数が3常任委員会から2常任委員会へ減となったことなどについて説明を受け、意見交換を行って、帰ってまいりました。

出席者ですけれども、議会運営委員会委員7名、議長1名、随行職員2名、計10名でございます。

以上、本委員会の報告といたします。

平成24年6月6日、当別町議会議長、高谷茂様。

議会運営委員会委員長、島田裕司。

○議長（高谷 茂君） 以上で議会運営委員会報告を終わります。

復命書につきましては議会事務局に保管しておりますので、ご了承願います。



◎散会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日6月7日は休会といたします。休会中に常任委員会を開催し、本定例会に提出される議案等の審査をお願いいたします。

明後日6月8日に本会議を開催いたします。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時09分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成24年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成24年第2回当別町議会定例会 第2日

平成24年6月8日（金曜日） 午前10時00分開議

議事日程（第2号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 報告第 1号 平成23年度当別町一般会計繰越明許費繰越計算書について

第 3 報告第 2号 専決処分の承認を求めることについて
（和解及び損害賠償額の決定について）

第 4 報告第 3号 専決処分の承認を求めることについて
（北海道市町村総合事務組合規約の変更の協議について）

第 5 報告第 4号 専決処分の承認を求めることについて
（平成23年度当別町一般会計補正予算（第8号））

第 6 報告第 5号 専決処分の承認を求めることについて
（当別町税条例の一部を改正する条例制定について）

報告第 6号 専決処分の承認を求めることについて
（当別町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について）

報告第 7号 専決処分の承認を求めることについて
（当別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について）

第 7 報告第 8号 専決処分の承認を求めることについて
（平成24年度当別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））

第 8 議案第 1号 固定資産評価員の選任について

第 9 議員提案第1号 当別町議会議員政治倫理条例の提出について

議案第 2号 平成24年度当別町一般会計補正予算（第1号）

第10 議案第 3号 当別町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について

第11 議案第 4号 平成24年度当別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

第12 議案第 5号 当別下水道終末処理場電気設備更新工事請負契約について

第13 一般質問

散 会

午前10時00分開議

出席議員（17名）

1番	山田	明君	2番	古谷	陽一君
3番	宮司	正毅君	4番	渋谷	俊和君
5番	稲村	勝俊君	6番	石川	和栄君
7番	臼杵	英男君	8番	小早川	孝男君
9番	神林	俊一君	10番	岡野	喜代治君
11番	市川	正君	12番	桐井	信征君
13番	島田	裕司君	14番	竹田	和雄君
15番	柏樹	正君	16番	後藤	正洋君
17番	高谷	茂君			

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	泉亭	俊彦君
副町長	近藤	充徳君
総務部長	加賀谷	定歳君
総務課長	野村	雅史君
財政課長	江口	昇君
税務課長	山崎	一君
企画部長	増輪	肇君
美しいまちづくり課長	熊谷	康弘君
住民環境部長	森田	至君
住民課長	武井	英子君
環境生活課長	中出	徳昭君
福祉部長	高橋	通君
福祉課長	高取	真由美君
福祉課参事	辻野	幸一君
経済部長	竹原	陽一君
農林課長	三上	晶君
建設水道部長	堤	和弘君
建設課長	高松	悟志君
上下水道課長	吉尾	雅昭君

代表監査委員	米 口 稔 君
教育委員長	大 澤 勉 君
教 育 長	山 内 秀 治 君
教 育 部 長	小 山 久 夫 君
管 理 課 長	山 田 敏 行 君
社会教育課長	中 谷 茂 美 君
学校給食センター長	森 田 弥寿彦 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	滝 本 隆 志 君
次 長	五十嵐 一 夫 君
主 幹	小 川 義 則 君
主 事	浦 島 卓 君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（高谷 茂君） おはようございます。ただいまの出席議員17名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（高谷 茂君） 議事日程ですが、お手元に配付の日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（高谷 茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第118条の規定により、

2番 古谷 陽一 君

3番 宮司 正毅 君

を指名いたします。



◎報告第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第2、報告第1号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました報告第1号 平成23年度当別町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、提案の説明を申し上げます。

平成23年度当別町一般会計補正予算第7号第2条において議決いただきました繰越明許費に係る子どもプレイハウス移設事業、強い農業づくり事業について繰越計算書のとおり平成24年度会計に繰り越し、使用することについて地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、報告第1号はこれで終了いた

しました。



◎報告第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第3、報告第2号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました報告第2号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

平成24年1月31日に発生した公用車の物損事故につきまして、当別町が支払う損害賠償額を16万1,452円と定め、和解することについて地方自治法第179条第1項の規定により平成24年3月26日付をもって専決処分いたしましたので、これを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第2号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎報告第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第4、報告第3号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました報告第3号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

報告第3号、北海道市町村総合事務組合規約の変更の協議についてであります。平成24年4月から共同処理する団体に変更が生じたことから、地方自治法第179条の第1項の規定により平成24年3月30日付をもって専決処分いたしましたので、その報告をし、ご承

認をいただこうとするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第3号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第3号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎報告第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第5、報告第4号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました報告第4号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

平成23年度当別町一般会計補正予算（第8号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により平成24年3月30日付をもって専決処分いたしましたので、これを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

本補正予算は、歳入歳出ともに1億4,845万8,000円を増額し、その総額を85億2,500万2,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページと2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、財政調整基金への積立金7,081万7,000円、減債基金への積立金7,739万円、まちづくり基金への積立金378万円増額し、長期債利子償還金を352万9,000円減額したもので、その財源といたしましては地方交付税1億961万1,000円、国庫支出金2,200万円などを増額して措置をいたしました。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第4号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第4号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎報告第5号、報告第6号、報告第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第6、報告第5号、第6号、第7号は関連がありますので、一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま一括議題となりました報告第5号、当別町税条例の一部を改正する条例制定について、報告第6号、当別町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について、報告第7号、当別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

報告第5号、報告第6号及び報告第7号は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、当別町税条例においては固定資産税の土地に対する特別措置の延長、個人住民税の東日本大震災被災者に対する特例措置の延長、追加など所要の改正を行い、当別町都市計画条例制定については固定資産税の場合と同様に土地に対する特例措置の延長など所要の改正を行い、当別町国民健康保険税条例においては国民健康保険税の東日本大震災被災者に対する特例措置の延長に伴い、所要の改正を行うためのものであります。

それぞれ条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第178条の第1項の規定により平成24年3月31日付をもって専決処分いたしましたので、それを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第5号、第6号、第7号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第5号、第6号、第7号は原案のとおり承

認することに決定いたしました。



◎報告第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第7、報告第8号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました報告第8号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

平成24年度当別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により平成24年5月23日付をもって専決処分をいたしましたので、これを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

本補正予算は、歳入歳出ともに3,584万4,000円を増額し、総額を24億1,844万7,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

今回の補正予算は、平成23年度当別町国民健康保険特別会計の収支において歳入不足となるため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成24年度会計を繰り上げて充てるための措置を講じたもので、歳出につきましては前年度繰り上げ充用金として3,584万4,000円を措置いたし、その財源といたしましては国民健康保険税3,584万4,000円を増額いたしました。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第8号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第8号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第 8、議案第 1 号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第 1 号 固定資産評価員の選任につきまして、提案の説明を申し上げます。

地方税法第404条の規定に基づき市町村長の指揮を受けて固定資産の評価を行い、市町村長が行う評価の決定を補助する固定資産評価員について、固定資産税業務を所管する総務部税務課長の職にある者を選任するため、同法の規定により、議会の同意を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第 1 号は原案のとおり同意することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第 1 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議員提案第 1 号、議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第 9、議員提案第 1 号、議案第 2 号は関連がありますので、一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

島田委員長。

○議会運営委員会委員長（島田裕司君） 議員提案第 1 号 当別町議会議員政治倫理条例の提出について。

当別町議会議員政治倫理条例を当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出いたします。

平成24年 6 月 8 日提出。

提出者、当別町議会議員、島田裕司。賛成者、岡野喜代治、同じく柏樹正、同じく桐井信征、同じく神林俊一、同じく臼杵英男、同じく稲村勝俊。

当別町議会議長、高谷茂様。

今回この政治倫理条例、議員提案第 1 号の提出に当たっては、幾度もなる会派代表者会

議を重ね、全議員が一致した形で議員提案できるよう積極的に議論を進め、努力してまいりました。その結果、今ある4会派すべての会派が本日提案された条例で合意された経緯がございます。また、先日この政治倫理条例について議長より全員協議会を開催し、意見を求めたところ何ら異論も出なかったことで、本日の議員提案の運びとなった次第であります。

以上により、今回の議員提案第1号については、議会運営委員会として全会一致していただけるものとして提出するものでございます。

それでは、提案理由を申し上げます。

提案理由。

当別町議会を構成する当別町議会議員が、町民全体の代表者及び奉仕者として議員活動を行う際に遵守すべき行動の基準について定めるとともに、みずからが説明責任を果たすこと及び町民が議員に対し説明を求める機会を保障することにより、議会及び議員が町民からさらなる信頼を得る基盤をつくり、町政の発展に寄与することを目的として、当別町議会議員政治倫理条例を制定するものであります。

この条例は、当別町議会議員みずからの政治倫理基準を定め、みずからを律しようとするものでありますから、全議員のご同意をいただいて議決いただきますよう再度私からもお願いを申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

なお、当別町議会議員政治倫理条例については、別冊をご高覧いただきたいと思います。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第2号 平成24年度当別町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに1,401万9,000円を増額し、その総額を76億3,578万円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと思います。

歳出の主なものといたしましては、西当別中学校屋根改修工事費として770万7,000円、旧川下小学校改修工事として125万4,000円、当別中学校音楽室修繕工事費として128万1,000円などを増額し、その財源といたしましては繰越金1,274万2,000円、財産収入127万7,000円を増額し、措置をいたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑に入る前にあらかじめ申し上げますが、質疑は意見を述べる場ではありませんので、簡潔にお願いいたします。

質疑を求めます。

渋谷君。

○4番（渋谷俊和君） 今議長が言ったように、具体的なこの見解については、今なぜ政

治倫理条例かについては後で反対討論等で述べたいと思います。

まず、質問に限定させてもらいます。第2条、町政にかかわる権能と責務、非常に難しい言葉が随所にあります。高尚な言葉、難しい言葉が使われていますが、町政にかかわる権能と責務を深く自覚し、権能と責務って具体的に何を指すのか、これが1つであります。

それから、その続き、続いておりますけれども、良心と責任をもって行動、抽象的ですが、良心と責任というのは具体的に何を指すのか、どういうことを指すのか、この点が2点目であります。

それから、3点目、第2条の2ですが、議員としての品位と名誉の保持、非常にこれも高尚なのですが、具体的にどういうことを指して倫理条例で言っているのか、3点目。

それから、第2条の3項、必要な措置を講ずる、これは具体的に明らかにしなければ私は非常に問題が出てくるのではないかと思うのですが、具体的にどのようなことを指して必要な措置と考えているのか、それが次の質問であります。

それから、第3条1項、事実と反する情報の提供等、何が事実で何が事実でないかという基準はどこにあるのか、だれが判断するのかということについて質問したいというぐあいに思います。

それから、次ですが、3条の2項、私の認識では政治資金規正法の規定による寄附について適用しているものについては該当するというぐあいになっていると思うのですが、そのことをうたって、なおかつ政治的または道義的な批判を受けるおそれのあるもの、具体的に政治資金規正法で全部明確に規定されて、それに合致するものであれば問題ないとなっていると思うのですが、そこにつけ加えて政治的または道義的な批判を受けるってどういうことなのかということ、その整合性について教えていただきたい、質問したいと思います。

最後ですが、3項の具体的な働きかけをしてはならないという中にずっと羅列しております。ほとんどは本当に一般常識的なことだと思いますが、1つ、イの公共施設の入居に関する推薦という事項があります。これはどういう意味を指すのか、どういうことを指すのか、具体的に教えていただきたいと思います。

以上です

○議長（高谷 茂君） 本件の答弁は提案者によって行いますけれども、提案者、よろしいですか。

〔「ちょっと項目が多いので、整理するために時間をいただきたい
と思います」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 答弁調整のために暫時休憩いたします。5分間休憩をいたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時46分

○議長（高谷 茂君） 再開いたします。

渋谷君の質疑に対する答弁を求めます。

委員長。

○議会運営委員会委員長（島田裕司君） 渋谷議員の質問に答弁をしたいと思います。

項目が多かったので、ちょっと確認作業で時間を要したこと、まずもっておわびを申し上げます。

まず、1点目の議員の責務等というところの第2条、町政にかかわる権能と責務ということのご質問ですけれども、議員として自治法上認められる権限を認識して果たすことを自覚することというふうに思っております。

また、良心と責任ということなのですが、良心とは道徳的に正悪を判断する意識ということだというふうに思います。

また、品位ということですが、見る人が自然に尊敬したくなるような気高さ、こういうのがいわゆる品位でありますけれども、ここで言っている意味は町民から見て尊敬されるような議員という、そういう意味で書いてあります。

4点目の必要な措置を講ずるということですが、議員が責務を果たすためにいろんな条件を整備して、委員会活動や一般質問等が十分できるような、そういう環境をつくるということが必要な措置をできるというふうに思っております。ここの2条の項目については、町民全体の代表者、奉仕者として望まれる基本姿勢、二元代表制の一翼を担う議会を構成する一員として求められる資質など、議員という公職に求められる基本的な責務について明示をしております。また、このような趣旨を貫き、町民の信頼に値し、品位と名誉を保持し、不当な要求に屈することのないよう議員の責務を保障するため、必要かつ適切な措置を議会が担保するという、そういう趣旨でございます。

次に、5点目の政治倫理基準、第3条の事実と反する情報の提供等のこの基準は何かということですが、事実と反する、事実を辞典で引いていただくとすぐわかるのですが、本当のこと、現実に存在し、起こったこと、そういうことでない、以外のことを事実と反するということと理解しております。

次に、政治資金規正法の規定による寄附についての項目についてでありますけれども、政治資金規正法で認められていても、一般的に怪しい反社会的な団体等からの寄附を受けてはいけないという意味でございます。

最後に、公共施設の入居に関する推薦、ここの点はどういうことかということですが、これは以前渋谷議員さんも聞いておりましたけれども、町営住宅に入居する際の議員の口きき行為の禁止ということでございます。町営住宅には入居基準というものがありますので、それらに沿って入居をしていただくということになっておりますので、それは入居基準がどういうものかということの説明すること自体は禁止されるものではないというふうに理解しております。

なお、この3条、政治倫理基準については、第1号はこの条例の第一義的な規定でありまして、町民の福祉に反する行為や議員活動をみずから律しようとするものであります。また、第2号は、適法な寄附であっても先ほど言いましたように疑惑や批判を受けることのないよう、みずから律しようとするものであります。また、第3号、いわゆる口きき行為を禁じるもの。第4号は、町民からの口ききの働きかけを拒もうとするもの。第5号は、議員の地位を利用した金品の授受を禁じようとするもの。第6号は、町民の議員との飲食を通じた利益供与を排除しようとするもの。第7号は、議員の地位利用により圧力をかける行為などを禁止しようとするもの。第2項は、前項に違反すると思われた場合の説明責任の規定でございます。

以上であります。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。質疑を打ち切ってよろしいですか。

渋谷君。

○4番（渋谷俊和君） 今の島田議員の説明の中で1つだけ改めてお伺いしたいのですが、議員としての品位と名誉の問題とかその他の問題でも町民全体から求められる資質という形で説明されたと思いますが、そのことについては通常4年に1回の選挙というもので洗礼されると、町民がその選挙で判断すると、そういうことがきちっと議員の場合、二元代表制ということも担保されていると思うのですが、そことの関係をちょっと説明していただければと思うのです。そういう……

〔発言する人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑は、あなたが一度言ったことを深める質疑でなければなりませんので、限定してください。

○4番（渋谷俊和君） 町民全体に求められる資質を議員に求めるという点でいえば、そこら辺は4年に1回の選挙できちっと普通は求められているのではないのか、その整合性はどうかということをお聞きしたいのです。

○議長（高谷 茂君） 議長のほうから申し上げますけれども、議員の資質については渋谷氏は最初に質問しておりませんので、委員長におかれては答えても答えなくても結構ですが。

〔発言する人あり〕

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時54分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

委員長。

○議会運営委員会委員長（島田裕司君） お答えいたします。

この政治倫理条例は、我々当別町議会議員みずからの行動基準、そして政治倫理基準を定めようとするものでありまして、それが4年ごとの選挙にどうかかわっているかということではございません。これはみずから我々の思いでつくって、これは町民の負託にこたえるためにみずからを律するという意味の政治倫理基準ですので、ご理解をいただきたいと思えます。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

渋谷君。

○4番（渋谷俊和君） それでは、反対討論をいたします。

率直に言って、この議員提案の当別町議会議員政治倫理条例は、全く私は時代錯誤ではないかというぐあいには思います。皆さんは何回も何回も討議してきたのだという形で言われていますが、討議の量とか回数とかの問題よりも、この中に含まれている議員として政治活動や表現の自由というものが束縛される可能性があるかないか、そういう点でより一層議員の活動が活発にされる、そういうことが基本でなければならないというぐあいには私はこの条例を見て思いました。本当に今町民が求めている町議会議員あるいは議会、求めているものは何かといえば、もっとちゃんとしっかりチェック機能を果たしてくれよと、本当にそういう声は僕ら町民の中に圧倒的にあるのではないかと。むしろ議会報告だとか、今何が問題になっているかとか、そういうことをもっともっと積極的に議員も説明し、また議会としても町民に説明会や議会であらうなっている、あるいは夜の議会開くだとか、日曜日の日の議会を開くだとか、もっともっと町民が参加できる、傍聴できる、そういう機会をつくっていく、これが今議会に求められている町民の声ではないかというぐあいには私は思います。

そういう意味からも、この中身について、とりわけ、この提案の文書にはありませんけれども、最後までもめてきた中身は何かというと、今は削除されていますが、議員は町民全体の利益を重視し、議会の議決、町及び関係官公庁が公開する情報、報道機関が報じる事実に基づいた情報並びにみずから調査した憶測によらない情報に基づき議員活動を行わなければならない、こういう項目がいわゆる情報の規定としてありました。これは削除されて、今日ありませんが、しかし最後の審議をされた5月24日の会派代表者会議の中では、公明党さんを除く会派の代表の方から、うちの議員は実はそこで削除されたそのことが公開条例、政治倫理条例の一番根幹をなすものだ、そのことを削られたのでは皆さん納得していないという声は何人かの代表から、推進する側から出されていました。私は、今回その字句が全部削除されていますけれども、しかし考え的には今言ったように事実と反する情報の提供というのは非常に僕は難しいと思えますし、そういう意味でその判断はだれ

がするののかということも極めて大事だと思う。

そういう意味ではこの政治倫理条例は、町民が求めている、そういう中身ではない、全く逆行するものだと、時代に逆行するものだという話を話して、反対の意見とさせてもらいます。

○議長（高谷 茂君） 賛成者の発言を求めます。

岡野君。

○10（岡野喜代治君） 今ほど提案されました当別町議会議員政治倫理条例につきまして、賛成の立場から討論に参加をさせていただきます。

今ほど渋谷議員から反対の討論がなされましたけれども、私は私なりにその思いを述べたいと思っております。まず、今回の議員提案は、私ども会派清流と清友会との2つの会派が先進地の研修を踏まえ、1年をかけて協議をし、各議員に原案を示し、より多くの議員、各会派の合意を得て成立させたいという、そういう思いから、議長のお取り計らいにより大方の賛同を得て、今回の提案となりました。今ほど反対の意見表明がございましたけれども、根拠のない推論で反対するのではなく、この条例が議員みずからの手により作成、提案され、当別町の議会議員としてみずからの襟を正し、住民から負託された公職者としての責務を果たしていこうという条例の趣旨を踏まえて、渋谷議員もぜひ賛同いただきたく、最初をお願いを申し上げます。

さて、これまで当別町議会は歴代の議会運営委員会にて議会改革に取り組んでまいりましたが、地方分権一括法施行後さらなる地方自治の充実のため、いわゆる地方自治の二元代表制のもとで住民参加を進め、新たな議会づくりを進めるという考え方から、その一つとして政治倫理の確立を図り、議員に対する信頼をさらに高めて、よりよい議会づくりを進めるための条例として位置づけ、議員全員で取り組んでまいったと考えております。地域の住民とまちづくりの両輪の一つである議会とが連携してその目的を達成するためには、しっかりと信頼関係の上に協力し合うことが望まれております。そのためには、議員の明確な行動基準を示して、それぞれが行動に責任を持ち、説明責任を果たす決意とその具体的実践方法とが明確でなければならないと思います。今回提案となった倫理条例案では、第3条1項に7項目の基準を設け、第2項で疑惑の解明と責任の明確化を義務づけていますし、職務関連犯罪における段階的な説明責任、議員が疑惑を持たれた場合の住民や議員による審査請求、審査会の運営など、議会の対応に至るまで細かく網羅されている画期的な条例案となっていると考えます。先ほどの質疑、反対討論にもございましたけれども、この条例は議員の表現の自由、議員活動の自由を制限するものではありません。むしろ正しい情報、客観的なデータ、議会の議決に従って、住民に対して議員としての権能を自覚し、その役割をしっかりと果たそうという議員みずからの意思を示したものと解釈しております。そう考えるべきだと思います。誤ったデータや一部の主観的な考えによって住民を惑わすようなことはないと思いますが、仮に過ってそのようなことがあった場合、素直に説明責任を果たすべきというのは一般的な常識の範疇であり、当たり前のことであ

ると考えます。住民もこの点は十分にその趣旨を受け入れてもらえるものと確信をしております。断じて議員の表現の自由、議員活動の自由を制限するものではないことを改めて指摘させていただきます。

また、討論が行われました渋谷議員ご自身の名前で先月出されたビラのようなもので、正確には明るい会のニュース緊急号外でしたか、そういうことで手書きで書かれていたものですが、憲法違反の項目全面削除してきました。これは私たち当別の真の改革を願っている勢力の勝利、第一歩ですと書かれておりました。誤解も甚だしいのではないかというふうに考えますし、即刻訂正を求めたいと思います。あなたの申し入れによって変わったものではないことを十分に認識をしていただきたいと思います。恐らく行動基準を定めた協議案、修正前の3条2号についてのことをおっしゃっていると思いますが、これは倫理基準の8項目のうち2項目めとしてあったものですが、私どもはもともとの案が憲法違反との認識は全く持っておりませんし、今でも正しいと思っております。渋谷氏からも指摘がございました。1番ということですが、3条1項の1号をその趣旨を踏まえて修正すれば、2号の趣旨を踏襲し、条例として簡潔に明快に表現できるということで、それを考えたために行われた修正であります。渋谷議員が号外に書かれているような修正経過は全くないことを改めて指摘し、適法であるということを改めて表明しておきます。渋谷議員が号外に書かれているように、削除した3条の2号の趣旨は1号に受け継がれているのですから、この条例が憲法違反であるというなら、適切でない判例を引用したり、単に憶測だけで反対するのではなく、論拠を明確にして正々堂々と反論していただきたい。そうでないなら、あなたは素直にこの案に賛成をすべきだと考えます。

また、この条例が制定後、本条例に抵触するような議員が出ることなく、当別町民全体の利益を優先する議会であってほしいと願うものであります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（高谷 茂君） そのほかに反対の討論を求める人はおりますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） それでは、賛成の立場で。

竹田君。

○14番（竹田和雄君） 私は、長い議員生活の中で政治倫理条例の必要性を感じたことは今日までございませんでした。今回提案されています議員提案第1号 当別町議会議員政治倫理条例案に対して賛成の立場から討論いたします。

それは、議員として社会通念上疑惑を持たれるような行動あるいは個人の名誉を傷つけたり、個人に対し誹謗中傷の行為はあってはならないからであります。さきの議会においても、懲罰委員会を設置しなければならない状況は当別町議会として不名誉なことであり、地方自治結成以来、議会が始まって以来の出来事であります。極めて残念な事例であります。議会として事実に基づき議会広報が作成した号外に対し、議会が焦点をすりかえているなどの文章のチラシを読みましたが、全く議会に対する反撃であり、町民を惑わす行為

であり、問題であります。こうした内容のチラシを無差別に配布されることは、町民から迷惑だという意見や声が上がっております。さらに、表現の自由、政治活動の自由を主張されておりますが、自由と権利を主張するには義務を果たすことが大前提でなければなりません。権利と義務は表裏一体のものであり、どちらか一方だけを主張しても社会全体に通用するはずがないのであります。義務とは規則に基づき決定した情報を的確に伝える、それが義務であります。決して情報を捏造したり曲解されるような表現は、町民の信頼を失うばかりでなく、社会を惑わせ、社会秩序を乱すものであり、議員として慎まなければなりません。

ほかの議員からも指摘がございましたが、今回もこの政治倫理条例検討中においても一議員から文書で、3条の2号を削除し、さらに憲法違反のおそれがある倫理条例は直ちに検討を打ち切り、中止せよと議長に申し入れをされておりますが、その後の会派代表者会議において同案にはその項目は削除された。これは私たち当別の真の改革を願っている勢力の勝利の第一歩であると緊急号外として書かれたチラシを見ましたが、全く削除した項目が憲法違反のおそれなどあり得ないことであり、その項目の重要な一部はほかの項目に集約されているのであります。まして条例が決定されていない以前にこのようなチラシが出回っていることこそ問題であります。

したがって、私は当別議会において懲罰委員会など二度と繰り返さないためにも倫理条例を設置し、議会議員としてみずから戒め、襟を正して規則に基づく議員活動が今こそ求められているのであります。何とぞ当別町議会議員として使命感を持ち、17名の議員がこの条例にのっとり、品位を重んじ、間違いのない議会活動をされますことを期待申し上げて、私は賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（高谷 茂君） この際ですから、賛成の発言を認めます。

小早川君。

○8番（小早川孝男君） 私は、政治倫理条例の制定に賛成の立場で討論に参加します。

現在まで当別町議会においては明文化した政治倫理条例はなく、議員個々の常識や、そして自覚による議員活動でありました。議会や議員がさらに町民全体の利益を尊重し、町政の発展に寄与するために明確な倫理のもとで活動することが大事であると思います。真摯に町民から信頼され、ともに歩める議員活動をするために、この政治倫理条例の制定に賛成をいたします。

賛成の立場から討論といたします。

○議長（高谷 茂君） 以上で討論を終わります。

それでは、本案について採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本案について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高谷 茂君） 起立多数です。

よって、議員提案第1号、議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第10、議案第3号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第3号 当別町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更につきまして、提案の説明を申し上げます。

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律の一部改正に伴い、外国人登録関係事務が廃止されるため、所要の改正をしようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第3号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第11、議案第4号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第4号 平成24年度当別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに29万4,000円を増額し、その総額を24億1,874万1,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出につきましては、総務費29万4,000円を増額し、その財源といたしましては国庫支出金29万4,000円を増額して措置をいたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第4号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第12、議案第5号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第5号 当別下水道終末処理場電気設備更新工事請負契約につきまして、提案の説明を申し上げます。

本件は、平成24年5月28日に5社による指名競争入札に付したところ、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社東日本本部北海道支社が5,040万円で落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第5号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

5分間休憩をいたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時26分

○議長（高谷 茂君） 再開をいたします。



◎一般質問

○議長（高谷 茂君） 日程第13、一般質問を行います。

質問順序は、お手元に配付しております一般質問通告一覧により順次行います。

なお、会議規則第54条の規定により、質問及び答弁はすべて簡明にするようお願いをいたします。

通告1番、山田君の質問であります。

山田君。

○1番（山田 明君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

まず初めに、住宅リフォーム助成制度の導入について伺います。これまで当別町の商工業の振興に寄与してきた建設業界を取り巻く経営環境は、長期の景気低迷や人口減、また雇用の先行き不安による住宅建築戸数の減少など、非常に厳しい状況であります。近年では、町内企業の相次ぐ倒産により有能な人材が町外に流出するなど、企業での雇用を確保するにも限界が来ている現状であります。平成23年度決算においても法人税、固定資産税等に減少が見受けられ、ますます減少傾向に歯どめがかからない様相を呈しております。長引く景気の低迷による雇用不安や社会負担の増大が予想される中、新築住宅に対する購買意欲が減退し、消費者の関心は老朽化した住宅のリフォームへ移り変わってきております。そのような中、近年江別市や北広島市など近郊の市町村において住宅リフォーム助成制度や住環境整備支援事業が実施されており、経済の活性化及び景気浮揚の起爆剤として、また事業者の安定経営、雇用の創出などに有効的な手段として期待されております。公的資金を投入する直接的な公共事業も大切ですが、リフォーム助成制度の個人消費を促進する支援的な公共投資のほうが地域経済への波及効果は大きいと考えます。他市町村においては、単年度の助成制度事業として企画していたようですが、予想以上の経済効果が生じたため、助成金額をふやし、事業期間も延長して実施している状況であります。

当別町として、より特徴的で人口増や定住対策、少子化対策などに波及効果がある施策としてリフォーム助成制度を導入し、また助成金の還元については町内の商店街で買い物に使える地域共通商品券とする仕組みにすれば、地元の中小建設業者にとっても、また地

元の商店街にとっても二重の経済効果があり、地域経済の底上げにつながると考えます。昨年3月の定例議会でのリフォーム助成制度についての一般質問に対して、厳しい町財政の中での財源措置は難しいとの町長答弁がありましたが、助成金を町内で再活用する施策と組み合わせるなど一工夫した特色ある住宅リフォーム助成制度の活用を図り、町民の消費活動を刺激することは、町内の中小零細事業者の振興や地域雇用の促進、さらには町内に浸透している閉塞感の打破につながり、さまざまな経済効果が生まれると考えられます。冷え込んだ建設業界、また商店街の活性化を図るために緊急の経済対策として検討していただきたいと思いますが、町長の考えを伺います。

次に、人口減少社会の到来を見据え、企業との連携による新たな移住交流モデルの創出について伺います。人口減少により地域社会が直面する問題として、地域が負のスパイラルに巻き込まれ、循環的に衰退していくと言われております。それは、少子高齢化の進展と人口の減少により生産年齢人口の減少と生産性の低下を招き、続いて地域経済の停滞とさらなる公共事業への依存が進行し、次に財源不足による地方財政の危機が訪れ、それに伴い、生活ニーズの多様化に対するサービスが低下し、人材が流出するという負のスパイラルであります。また、地域社会やコミュニティ機能の低下により、生活道路の管理、清掃、除雪など、さらには冠婚葬祭や消防団の活動、田植えや稲刈りなどの助け合いの互助機能を維持することが困難となり、空き家がふえ、ゴーストタウン化やスラム化が進み、治安悪化を招くなど、住民は一定の生活水準を維持することが難しくなり、衰退を招くことで過疎化に拍車がかかり、ますます人口が流出するという悪循環であります。

このような人口減少している地域が直面する難題を解決し、再生するために地方に残された有効策として期待されているのが人材の誘致に重点を置き、企業と連携した移住交流事業ではないかと考えます。この移住交流事業は、2007年に都市部を中心に生まれる団塊世代の人たちを対象としておりました。この団塊世代のシニア層は、精力的で豊かな上に熟練した機能、技能、ノウハウ、豊富な人脈を持っており、都市から地方へ人だけではなく物、金、そして情報やアイデアを同時に呼び込み、地域に生活消費、またサービスの開発による新しい産業の創出などさまざまな経済波及効果をもたらすと言われております。新しい生活サービス産業は生活の質を高めるので、居住者のみならず、そこに暮らす地域住民にとっても生活満足度が高まりますし、地域の魅力が高まることで人口がますます流入するという好循環になる可能性があります。一方企業にとって、人口減少は高齢化と相まって企業経営にも影響を及ぼしております。それは、現在都市部の企業に求められている喫緊の課題として、65歳までの完全雇用の実現と急激な生産年齢人口の減少をカバーするための65歳以上の雇用モデルの再構築であります。そして、こうした時代の要請を背景に、企業意識に変化が生じてきております。それは、企業として中高年層社員の勤務体系を多様化させ、その生きがい対策やセカンドライフなどを支援していく動きであります。例として、副業や起業することを推奨する仕組みを導入する企業、また本業とは関係のない農業分野に新たに進出する企業があると言われております。このような企業意識の変化を

踏まえ、当別町としては都市部の企業と提携するなどして、人事制度や福利厚生など企業活動に組み込む形での移住交流事業の新しいモデルを創出することが早急に必要と考えます。これは、従来のような膨大な設備投資を必要とした工場誘致型の企業誘致とは異なり、人材を企業ごと地方へ回帰させるモデルであります。このモデルは、企業が抱える課題と当別町のように人口減少の課題を抱える地域とマッチングさせることにより解決することが可能と考えられます。都市部の企業に勤める中高年層をその企業に籍を置きながら地域活性化に活用することができ、新たな事業で生み出される雇用により若年層が戻るなど定住につながることも期待されます。

当別町は、大都市札幌に隣接し、千歳空港、石狩湾新港との交通アクセスもよく、しかも豊かな田園風景に恵まれ、農産物もおいしいなど、企業側から見て地方としての優位性を兼ね備えた地域であると言えます。そして、その双方をマッチングさせる際に必要なことは、地域と都市部の企業との間を取り持つコーディネート機能であります。当別町においては平成17年度より移住体験おためし暮らしを実施しており、道内においても高い実績を残しておりますし、近年参加者も増加傾向にあると聞いております。当別町として移住体験事業にとどまらず、企業との間で協定を結ぶなどして企業との連携による人材の誘致に重点を置いた新たな移住交流モデルの創出を検討する時期に来ていると考えます。人口減少と高齢化という課題を抱える当別町にとっては、移住交流事業の推進は有効な戦略と思いますが、町長の考えを伺います。

以上、一般質問とさせていただきます。

○議長（高谷 茂君） 答弁調整のために休憩とし、1時より再開をいたします。

休憩 午前11時39分

再開 午後 1時00分

○議長（高谷 茂君） 再開をいたします。

山田君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 山田議員の一般質問にお答えいたします。

住宅リフォーム助成制度を導入し、助成金を町内あるいは商店街に使える地域共通の商品券とする仕組みをすれば、地元の建設業者や商店街に効果があり、地域経済底上げにつながるのではないかとご質問でございますが、長引く景気低迷の中で依然として厳しい状況が続いて、道内経済はもとより、一向に回復の兆しが見られない経済状況にあって、本町においては町内の建設業者のみならず、商工業者全体が大変厳しい状況に直面しているというふうに私も認識しておるところでございます。住宅リフォーム助成制度の導入については昨年、一昨年と2回、この件について議場で質問があり、お答えをしていると

ところでございますが、厳しい財政事情の中にあつて、個人住宅は原則所有者がみずからの責任において管理等を行うべきものでありまして、持ち家と借家、さらに新築と増改築の場合についてはそれぞれ差が生ずるということから、不公平感の残る制度になることもあり、基準を設けることも難しいものであります。しかしながら、この制度の実施は長引く不況下において地域経済を活性化する一策として、地域における住宅関連工事等のもとより、労働者の雇用の拡大など一定の経済波及効果が期待できるということが推測できまして、当別町としてもほかの町村が行っている制度の内容などについて38市町村ほどのいろんな情報を収集したところでございます。また、山田議員発議のとおり、住宅リフォームの助成金の地域共通商品券の活用を行うことは、地元の建設業者に限らず、商店街の購買強化策として消費者の町外消費流出防止策の視点から、その仕組みや運用方法、一過性ではなく継続可能な事業として仕組みづくりなどについて一工夫が必要と思われ、今後これらの課題の方向性を見出すために、地域商業活性化総合対策事業の中で商工会がやります総合対策事業の中で、当別町としても提案のあった内容についてはともに協議していただきたいというふうに思っております。そのために、これまでの各自治体の制度の導入に当たっては、経過だとか実施状況を検証して、町がこれから取り入れる当別町の住宅マスタープラン、建設部を中心にして住宅マスタープランを策定しようとしておりますけれども、この将来展望を見据えまして、策定された将来展望を見据えて、財政状況を踏まえながら助成制度の仕組みを総合的に検討してまいりたいと思っております。

それから次に、人口減少社会到来を見据えた企業との連携について新たな移住、それから交流モデル創出についてのご質問でございますが、本町ではこれまでの移住施策として、官民一体で取り組みを進めるために平成17年に設立された当別移住促進協議会を中心に進めてきたところでありまして、現在取り組みの主な事業がおためし暮らしと呼ばれておりますもので、短期移住体験事業でありまして、この事業成果としては平成18年から23年までの間に利用実績は全道で2番目ぐらいということになっておりまして、利用人数が344人、滞在日数は7,997日で、町内でこの間に消費された金額は約3,360万円というふうに推定されているところでございまして、本町は事業開始当初から、大都市近郊でありながら北海道らしい美しい景観が堪能できる地理的な優位性、それから個性的な住宅地などがあることから、また農産物の種類も非常に豊富であるということなどから実績としては道内で常に上位にランクされているわけございまして、しかしながら移住者のおためし暮らしの体験者は退職された夫婦だけのケースが多いなど、少子化の歯どめとしてはまだまだ不十分でありますので、今後においてはさらに一歩進めた新しい施策の展開が必要であるというふうに私も感じております。議員のご発議の企業との連携によって人材の誘致についても積極的に推し進めていくべきものであるというふうに、発議をお聞きして強く思います。少子化対策推進と銘打って町の活性化施策を立案すべく立ち上げたまちの未来推進室において戦略プラン策定に向けた作業を進めておりますが、私としては役場内部だけで考えるのではなく、町内の民間の方々の考え方も参酌すべきというふうに考えておりまし

て、これまでの移住だけに特化した当別移住促進協議会を拡充強化した民間レベルのシンクタンク組織として役場と連携した企業マッチングも含め、各種施策を考えていただければ幸いですというふうに思っております。

いずれにいたしましても、本町の少子化対策を進めていく上におきましては若い世代にお越しいただくということが大切でございますので、そのために移住の促進は重要な施策であるというふうに認識しておりますし、特にきょう議員の発議の企業の地方における中高年齢の社員の生きがい対策を兼ねた副業や起業を推進するという視点については大いに共感を呼ぶところがありますので、今後施策を組み入れることができるようにみんなと一緒に考えていきたいというふうに考えております。企業としての出会いの機会創出に努めてまいりたいと思います。ぜひ提案のあった点について新たな視点を含めて従来の施策に加味して積極的なことを考えていきたいというふうに思いますので、引き続き商工会など、また議員としての提案などをいただければと思います。

以上でございます。

○議長（高谷 茂君） 山田君。

○1番（山田 明君） 企業との連携による新たな移住交流モデルの創出の件ですが、平成17年度において道内の移住促進協議会は14市町村で設立されたわけですが、昨年平成23年度には105市町村に増加しており、各自治体で移住交流事業に力を入れてきている状況であります。北海道移住促進協議会に確認したところ、既に二、三の自治体で企業との協定づくりに向けて直接企業回りをしたり、人材誘致などのPRに積極的に取り組んでいる自治体もあるそうです。動いた地域は活性化し、何もしない地域は負のスパイラルに巻き込まれると危惧される点もあると思いますので、早急な対応をお願いいたしまして、質問を終了させていただきます。

○議長（高谷 茂君） 以上で山田君の質問を打ち切らせていただきます。

次に、通告2番、渋谷君の質問であります。

渋谷君。

○4番（渋谷俊和君） それでは、ただいまから質問させていただきます。

まず、最初は、孤独死、孤立死、これを防ぐためにということで何点かお伺いしたいと思います。厳密に言いますと、孤独死、孤立死、同じように聞こえますが、かなり違った意味合いを持っているというぐあいに思いますが、そのことはさておいて、マスコミ報道は最近の孤立死について都市や田舎を問わず発生しているということが報じられています。しかし、私が本当に喜ばしいというか、感心することは、我が当別町ではこのような悲惨な状態が今のところ発生していない。これには、やはりいろいろな意味でたくさんの方たちの努力がそこに結びついているのだらうと思います。とりわけ民生委員や福祉関係者、これは役場のほうも含めてですが、そしてまた町内会などの住民との結びつきやいろんな情報を的確に把握していく、そういう努力があつてのことだと私は思っております。当別町では生活保護法による被保護世帯が245世帯、実人員は398名、これは6月最初の数

字だというぐあい聞いておりますが、要保護世帯、現在生活保護を受けていないけれども、しかし申請があれば該当させるという立場を含めた要保護世帯を含め、若干ですけれども、当別町でも増加傾向にある、このように伺っております。

また、そのほかにも、今生活保護法でとりわけ補足性の問題、生活保護がすべての資金や資産の活用だとか、また他の法律でいろいろ救うもの、そういうものについてはそちらを優先するのですよという保護の補足性、特に民法の扶養義務の問題とか、そういうことにかかわっていろいろ今マスコミをにぎわしていると思いますが、そこで具体的に1つ質問なのですが、生活保護被保護世帯の冬場の燃料費として灯油代、昔は冬期薪炭費と言われていたのですが、今現在は灯油代が支給されていると思いますけれども、実はあるとき私のほうに電話来まして、4月から灯油代を打ち切られて、もう寒くて死にそう、灯油を買うお金もないと、日中でしたけれども、私も訪ねていったら、布団をかぶって震えていると、助けてくれと、こういう状況でした。私は、すぐ役場のほうや福祉課のほう、そして社会福祉協議会と連携をとって、皆さん関係者の方の迅速な手段というか、すぐ手を打っていただいて、何とかその方はその場をしのぐことができました。私質問なのは、3月で本人は打ち切られていると、4月の支給からはもうそれが少なくなっているというぐあいに言っているのですが、この点について事実はどうなのか、もし4月以降打ち切られるとしたら、4月、5月、まだ北海道は寒いですから、何としてもそういう人たちに手だてを尽くしていくということを、もしそうであるとすれば国や道に働きかけていく必要があると思うのですが、この点について町長の考えをお聞かせ願いたいというぐあいに思います。

2点目ですが、町内会と行政の関係についてです。とりわけ東日本の大震災以降、町内会の関係の大事さ、隣近所含めて日ごろからのおつき合いの大事さというものが強調されておりますし、またきずなというものの大切さが改めて見直されていると思います。そういう中で、もう一方では、先ほどもありましたけれども、好転しない今の社会経済情勢の中でなかなか町内会費自体も払うことが大変だと、こういう方もまた一方では出てきているということも事実だと思います。ある町内の方が町内会費を払えないので、やめたいと申し出たところ、班長さんや区長さんが来まして、そうになったらごみも出せないし、水道もとまってしまう、こういうことを言われたのです。恐ろしくなって無理して会費を払ったと、しかし本当に水道もとまるのですかという照会の電話でした。一般常識で考えて、町税を払って水道料も払っている町民ですから、そのようなことは当然ないというぐあいに考えられるのですけれども、しかし本人は本当にそのことで悩んで、来ていました。その方にも改めて町内会の大事さというものを話し、また本人も考えて、いろいろな思いを考えていることも聞いたのですが、町はこのような場合どういう立場をとるのかということ。これは町内会という自立した団体ですから、自主的な組織ですから、そこでどうのこのの指示するとかなんとかということではありませんけれども、現実には町内会の方がそういう水道だとかごみも投げることでできなくなるとかということをもし仮に言われていたと

したら、そんなことはあり得ないと、常識だということだけでは僕は済まされない問題もあるし、そういった意味では町内会の方にも機会があるときに何かそういう話をきちっとするということが大事ではないかなと、誤解をされないようなことが大事でないかなと思うのですが、この点について町長の見解を承りたいというぐあいに思います。

3点目ですが、住民との対話集会についてであります。昨年9月の定例会で町民との対話を積極的に進めるべきだという私の質問に、対話が必要と思ったときには開催する姿勢は今でも変わっていない。ただ、今そういう必要性がないから開いていないのだというようなことを答弁されましたが、しかし長引く不況、そして当別では毎年有力建設会社が倒産するなど厳しい経済状況が続いて、町財政も一層厳しさを増してきている中で、町税の使われ方にも町民の方の目が非常に厳しくなってきたというのはご存じのとおりだと思いますが、これはもう過去の話ですが、例えば大崎市への義援金の専決処分の討議の問題やレクサンド市との交流参加の補助金などの問題でも広く町民の意見を聞いて進めるべきではなかったか、この点での思いは今どういうぐあいに考えておられるか。また、あの点でいえば、ついこの間配られた町広報6月号、この中で水道事業の運営について出ておりましたけれども、来年からの水道料金改定について広報では住民参加手続実施の検討というぐあいにたしかになっていたと思いますけれども、こういう大事な問題、本当に多くの町民の関心の高い問題、このときには一人でも多くの町民が参加してもらった説明会、対話集会、そして意見も吸い上げて最終的に審議会なりに提案していくという姿勢が必要でないかなと思います。そういうときほど町長が言われているように、いつでも開く気持ちは今でも変わっていないということを言われておられたことについて、ぜひこの問題について対話集会を開いて説明をしたいというぐあいに私は要望したいのですが、町長の考えはいかがか。

以上で質問終わります。

○議長（高谷 茂君） 渋谷君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 渋谷議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、孤独死、孤立死の関係でございますが、孤独死、孤立死を防ぐためについてですけれども、議員のご指摘の世帯は、関係職員など確認させましたが、日ごろよりケアマネジャーが家族と連絡をとりながら継続的に支援をしている世帯でございます。そのため孤独ではありません。また、寒くて死にそうという事実は確認されませんでした。具体的に申し上げますと、議員から情報があつた2週間前に本人から社会福祉協議会に対して本人が電話で貸付支援の申し込みをしておりますし、社会福祉協議会の職員が直接自宅に訪問して状況を確認した上で貸し付けを行っております。さらに、議員から情報提供後ケアマネジャーも安否と状況確認のために自宅を訪問しておりますが、その際にはストーブをつけてふだんどりの生活をしていることを確認しております。したがって、質問の要点が理解できませんので、これ以上はお答えできません。

また、次に町内会と行政との関係の質問でございますが、議会で一般質問において町内会の住民同士の対話の内容を議員から聞いて町長が一方の反応を示すというようなことは、私はなじまないものと考えております。2005年の4月に最高裁判所は、町内会に加入、脱退は自由という判決をしております。しておりますが、町内会費の公益費部分については支払う義務があるということも同裁判所が判決をしているわけであります。町内会の定義と組織の原則は、この地域内、区域内に生じるさまざまな問題に対処することを通して、地域を代表しつつ地域の管理に当たる住民自治組織であるわけですから、町内会というものは、会員になることは居住の地域の課題に意見を述べる権利を持つということの意味します。脱会の自由はもちろんありますけれども、そのように区切られた居住区間を共同で管理する組織にかわる組織がほかにないわけですから、脱会するということは町内会の管理能力を低下させることになるし、地域社会への関心あるいは関与の機会をみずから失うことになるわけでありまして、町内会の全体の管理を下げってしまうということ、同時に自分も関与や関心、機会、そういうものを失うということですから、これは相談された渋谷議員がみずから助言をすることは難しいことではないと私は考えます。したがって、私はお答えする点はほかには見当たりません。

それから、町民との対話、これは23年の第4回、9月定例議会でも答弁したとおりでございます。また、大崎市への義援金、レクサンド市との交流のための補助金についても、23年2月、第2回目の5月臨時議会で報告しておりますし、補助金は23年の第3回、6月の定例議会で答弁したとおりであります。

次に、町民との対話のことに少し触れますと、目的もなく町民を寄せる井戸端会議ではありませんから、そんなことはできません。水道事業については、水道料金の改定も極めて重要であります。当別町の水道事業について、町民の生命にかかわる飲料水でありますから、正しく認識していただくことが大切なのであります。当別町は昭和28年に水道をつくったときには、とりあえず水が悪いということで、ないということで、取り急ぎそのときの行政が最善の策でつくった。その結果、どんどんいろいろなことが問題がずっと今まで持ち越してきているのです。私は、この町に住んでいる者として75年間非常にこのことを気にしておったのです。私だけでないと思います。恐らく行政に携わった者はみんなそういうことです。ですから、水道事業については、料金だけ考えればいいというものではないのです。当別ダムについても、多目的ダムでありますから、町民は絶対に正しい認識を持ってもらわなければならないのであります。ダムもしっかり視察をしてもらいたいのです。水道料金の改定についても、練り尽くした案が固まったら、上下水道事業運営委員会など町民各層の方からいろいろな意見を伺いながら、最終案を議会で議決していただく考えであります。その後全町民に対してしっかりと周知するように努力してまいります。

以上で答弁いたします。

○議長（高谷 茂君） 渋谷君。

○4番（渋谷俊和君） 再質問いたします。

1 番目の孤立死の問題ですが、そのような事実はないというぐあいに町長は答弁しました。しかし、その方から電話があって、直接訪ねて、そして実態が布団をかぶって寝ていました。ですから、そのこと自体が全く捏造だと言われれば、私のほうはもうどうしようもないのですけれども、そのことに基づいて、すぐ福祉課のほうに話をして、その後社会福祉協議会のほうにも話しました。私は、そういった点でその後対応した方もその事実については確認していると思いますが、まずその点について正確にお話ししておきたい。

2 つ目、私が一番聞きたかったのは答えがなかったのですが、灯油代の問題について現在の生活保護を受けている人に対する支給が3月で一応打ち切られたと、本人は4月の内訳にはのっていないと、支給額に。ですから、この点について事実はどうなのか、11月から当たっていると言っていましたから、11月から3月まで、冬の間の灯油代をそういうぐあいにして便宜上11月から3月まで分けて支給したのか、だから実際はそれは4月、5月も含めた中身なのかどうなのかということを含めて、本人は3月で打ち切られて、もうそれで買うお金がないというぐあいに言っているのですが、そこら辺のことについて1つは町の具体的な経過についてその点のお話を、回答を、見解をお聞かせ願いたいということが1番目の問題であります。

それから、2番目の問題、町長が答弁した要するに町内会の大事さや、あるいは公益費部分については当然やめても払うとか、そういう意味については私も理解できます。しかし、大事なことは、私として看過できないことは、そんなぐあいにして町内会をやめたら、ごみも出せなくなる、あるいは具体的に言うと水道もとまってしまうというようなことを、それは事実そんなことはできないということは私も思いますし、その人にも話しましたけれども、しかしそういうぐあいなことが町内会の幹部の方から言われると、やっぱり不安だとかいろいろなこと思う人もいるわけです。ですから、同じ町内会の大事さやつながって入ってもらおうということを大事にして一生懸命やっていく、そういう組織として頑張っていくということは最も尊重しなければなりませんけれども、ライフラインの関係でいえば町のそういうものについて誤解を受けるような表現についてはできるだけ避けてもらおうとか、そういう配慮が私は必要だと思いますが、その点について町内会の自主性や自立性を尊重しながら、そういった意味で誤解を受けられないような形でぜひ町としても動いてもらおう、必要があれば動くという点ではどうなのだろうか、その点での回答がなかったと思いますので、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

住民との対話集会については、一応それでもって結構でございます。

その2点について再質問します。

○議長（高谷 茂君） 渋谷君の再質問に対する町長の答弁を求めます。

○町長（泉亭俊彦君） 渋谷議員の再質問にお答えしますけれども、まちづくりを進める上で地域住民である町内会が協力することが不可欠であるということで、全国的に市町村は町内会の会長さんを行政の責任者、協力者として任命をお願いをして、地域住民との連携を図って濃密なまちづくりを進めていく体制をとっているわけでありまして。行政推

進員制度は町の下請にするつもりでないかとかというようなことをいろいろ、それに似たようなことを言う人もおったようでありすけれども、私たちはそういうことではなくて、例えばお一人で住んでいるかわからないような方についても、民生委員の方のお力をかりて、実態はしっかりとご家族もいらっしゃる。ただ、家庭にはいろいろな事情があれば、渋谷議員が行かれたときにはどういう事情かわかりませんが、いろいろな事情があるわけで、ですから行政がそこへ入り込むのも難しいし、議員が行かれたときは多分一方的な形になって、これをつまびらかに本会議でいろいろなことをすることが問題解決にはならないということは、これはやっぱり渋谷議員は理解をすべきことだというふうに思います。そういうことで、私は渋谷議員が捏造したなどとは言っておりませんが、こういうことを議会で質問したり答弁をしたりするべきもの、議会の一般質問というのはそういうものでないのだということをきょうはご理解をいただきたいということでございます。

また、住民説明会についても、必要なとき開くということを2回も答弁しているわけがありますから、水道料金のことについても準備を怠りなく今進めておりますから、どうか渋谷議員もあのダムをどれほどの人がどれほどの期間苦勞してつくられたことか、なぜそれが必要だったかということを議員はそれを十分熟知されて、議員の力で多くの町民の方に水道料金のことに入る前に十分に認識を深めてもらうようなことをされるのが私は議員として望ましいことではないかというふうに思うわけでございます。例えば重点プランの一つで、私が今年度の施政方針を3月に述べたとき渋谷議員は聞いてくださったはずでございますが、地域を見守り、育てる福祉、教育環境の創設について当別町で暮らす高齢者の方や障がいのある方の潜在ニーズを把握するためにも地域がしっかりと見守り、お互いに支え合うことがますます重要になると私は申し上げているのです。今年度は、したがって地域の福祉関係者などで構成する当別町地域ケア会議、これは40名から50名ほどの方々が、例えば郵便配達さんとか、そういう方にもお力をかりて、あそこのうちは様子がおかしいとか、いろいろなことがそういう方によって情報が得られるわけですから、私たちはこういう会議をつくるということをお願いしているのです。そして、その準備に入っているのです。そして、さらに新たに地域のネットワーク、これは10名くらいの専門の方々に設置しまして、地域を見守り、活動する中心となる町内会を初めとして児童民生委員だとか福祉関係の方々、団体の方々、民間の方々にしっかりと福祉ネットワークを強化していくということをお願いしております、そういう形でやるのが一番望ましいのです。

今渋谷議員が言われましたから、一言だけ実務的なことをお答えしますが、4月で切られるというのではなくて、5回に分けるものも、こういう方々がことしは寒いから、ねえ、あなた、少し残しておいて、電気も使えるうちですから、電熱もあるうちですから、そういうふうに使おうとか、そういうことはアドバイスをしてもらうことができるのですが、ご家族の中でいろいろ話し合いができないケースのようですから、そういう場合はこ

ういう方々に手伝ってもらえば、渋谷議員さんに、もう寒くておられないとか、4月分ないとか、そういうふうにならなくて済むことができるように我々はやっているのです。いきなり私が議会で議員に言われたからといって国に申し入れに行くとか、そういうようなことであってはならないのであります。まずは、我々はきちっとした行政として住民と協働でみんなが元気に生き延びていくことをやらなければならないのであります。ことしは、北海道の中で空知や新篠津、石狩と同じように豪雪地帯であっても当別町では一人も命を、雪のために大切な命を失ったというようなことがないのは、これは約400人に及ぶボランティアの方々が自主的にいろいろな協力をしてくださったのであります。自衛隊に協力要請しなくても自衛隊さんはボランティアを休みの日にしてくださったりしていること、そういうふうには私たちの町はいろいろとみんなが協働でやろうとしているのであります。そのときに、一人に言われたことを議員という立場の人がその人にだけのめり込んで、その人の意見だけを議会で披露し、町政を動かそうとすることは、協働のまちづくりに今走っている町の流れをとめることになる。私はそういうことはあってはならないと思いますので、渋谷議員にはそういう議員活動についてはぜひぜひお考えをいただきたいというふうに思う次第でございます。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 渋谷君。

○4番（渋谷俊和君） 再々質問ではありません。意見を述べて、要望を述べて終わりたいと思いますが、現実的に例えば生活保護の場合には道のほうが、ここでいえば石狩総合振興局だと思えますが、直接ケースワーカーが担当してやっておりますので、道のほうにも私この問題についてすぐ要望に行きましたら、道のほうも今国なんかに働きかけて灯油代の問題をやっていますという係長さんのお話でしたけれども、いただきました。私は、そういった点で、冬場寒い北海道、やっぱり灯油代の問題では改善する余地があるのだなと、そういう思いをぜひ今後とも道等を含めて連携して、とれる分についてはとってやっていただきたいということを要望して、私の質問を終わらせてもらいます。

○議長（高谷 茂君） 以上で渋谷君の質問を打ち切らせていただきます。



◎散会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

本日はご苦労さまでございました。

（午後 1時42分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成24年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成24年第2回当別町議会定例会 第3日

平成24年6月11日（月曜日） 午前10時00分開議

議事日程（第3号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

追加日程第 1 議員提案第2号 議員渋谷俊和君の平成23年度政務調査費の監査請求
に関する決議

閉 会

午前10時00分開議

出席議員（17名）

1番	山田	明君	2番	古谷	陽一君
3番	宮司	正毅君	4番	渋谷	俊和君
5番	稲村	勝俊君	6番	石川	和栄君
7番	臼杵	英男君	8番	小早川	孝男君
9番	神林	俊一君	10番	岡野	喜代治君
11番	市川	正君	12番	桐井	信征君
13番	島田	裕司君	14番	竹田	和雄君
15番	柏樹	正君	16番	後藤	正洋君
17番	高谷	茂君			

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	泉亭	俊彦君
副町長	近藤	充徳君
総務部長	加賀谷	定歳君
総務課長	野村	雅史君
財政課長	江口	昇君
企画部長	増輪	肇君
美しいまちづくり課長	熊谷	康弘君
住民環境部長	森田	至君
環境生活課長	中出	徳昭君
福祉部長	高橋	通君
福祉課長	高取	真由美君
経済部長	竹原	陽一君
農林課長	三上	晶君
建設水道部長	堤	和弘君
建設課長	高松	悟志君
代表監査委員	米口	稔君
教育委員長	大澤	勉君
教育長	山内	秀治君
教育部長	小山	久夫君

管 理 課 長 山 田 敏 行 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	滝 本 隆 志 君
次 長	五十嵐 一 夫 君
主 幹	小 川 義 則 君
主 事	浦 島 卓 君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○副議長（後藤正洋君） おはようございます。ただいまの出席議員16名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○副議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、お手元に配付の日程表により議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第118条の規定により、

2番 古谷陽一君

3番 宮司正毅君

を指名いたします。

◎一般質問

○副議長（後藤正洋君） 日程第2、一般質問を行います。

質問順序は、さきに配付しております一般質問通告一覧により順次行います。

なお、会議規則第54条の規定により、質問及び答弁はすべて簡明にするようお願いいたします。

通告3番、古谷君の質問であります。

古谷君。

○2番（古谷陽一君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問させていただきます。

まず、活力あるまちづくりについて質問させていただきます。最初に、JR学園都市線の電化による活性化と移住促進対策についてお聞きいたします。本年6月1日に長年の要望活動が実を結び、町民待望のJR学園都市線が札幌駅から北海道医療大学の区間で年間運行が開始となりました。都市交通の仲間入りやスピードアップなど、公共交通の充実が町民の強い要望であった。それは、6月1日の電化イベントにたくさんの人が集まり、盛大に開催できたことであらわれています。多くの先輩の方々や電化委員会の活動のみならず、町長の並々ならぬ要望活動があって実現し、その望みがかなったと受けとめており、

改めて町長に感謝を申し上げる次第でございます。議員である私どもとしては、ただ単に電化を喜んでいるのではなく、電化により利便性の増、そして交流人口の増等を町の活性化につなげていかなければならないと考えているところであります。そのためには、流出口人口を抑えることも重要であります。私としては積極策として移住促進を進めていくことも大変重要と考えています。

さて、現在の電化区間では現行100本の列車のうち69本が電化され、所要時間が最大で9分短縮され、北海道の政治、経済、文化の中心地である札幌市と当別町の時間距離がとても短くなり、本町の魅力は非常に高まっていると思っております。また、新型車両の導入により、通勤通学者からも乗車の快適性が高まり、とても便利になったと評判のよい声を聞いています。一方、昭和63年に石狩川に札幌大橋が架橋されたとき、当別と札幌の距離が一気に短くなった。そのころはバブル経済でもあったから、当別町内では民間業者による宅地造成事業が展開され、市街地の拡大とともに人口増加が始まった。しかし、残念ながら、その後の長引く景気の低迷や札幌市の地価下落などにより、当別町内では上下水道や公園がしっかりと整備されたにもかかわらず、いまだに売買されていない宅地が数多く残っている。最近では、それらの販売活動が積極的ではないように感じております。そこで、私は電化によって札幌当別間がより近くなったのを当別町のイメージアップの好機ととらえています。現に6月5日早朝には、S T Vテレビで「便利、快適になった学園都市線」と題して、ふれあい倉庫を初め、当別町内を紹介する番組が放映されていまして。電化は当別をアピールする絶好の機会です。私は売買されていない未分譲宅地の販売、P R活動を業者に積極的に促して町への移住、定住に結びつけ、町の活性化につなげていかなければならないと考えているので、町長に何点か伺いたいと思います。

まず、民間業者の開発行為による宅地造成事業では、町はその申請手続や上下水道施設への接続等について計画の事前協議の段階から大きくかかわっており、現時点で未分譲宅地は何区画ぐらいあるのか、また未分譲宅地については防犯や環境面、そして雑草繁茂などで問題があると考えています。一年でも早く売買して建物を建築し、移住を促進し、さらに定住していただくべきと考えていますが、町長の考えを伺いたいと思います。

次に、町が分譲業者へ当別の魅力あるさまざまな情報を提供すること等も大切と考えています。町が分譲業者、不動産業者へそれらの販売を促す考えや支援をするような方策はないのでしょうか。そして、定住促進にはその近隣において生鮮食品などの商業店舗が必要と考えられますが、町が商工会や商業者、そして農協や分譲業者との連携を図り、新しいものでなくても空き店舗や空き事務所、またはあいている土地等を利用し、最初は簡単なプレハブやスーパーハウス等の商業店舗などでも設置できるのではないかと思います。また、毎日営業しなくても、土曜や日曜など週に二、三回ぐらいの営業なども考えられるのではないかと思います。当別町は、緑豊かで空気もよく、美しいまちづくりと連動してよい環境もあります。札幌市よりも比較的地価が安く、その上J Rの電化により、官民が協力し合い、これらを踏まえ、どういう知恵やアイデア、そして政策をのせてやってい

くのか、少子化だけではなく移住促進や人口増について、まちの未来推進室で議論が進んでいると思いますが、利益重視の経済的活動だけではなく、例えば固定資産税などの優遇策などの政治的な部分、要素も必要ではないかと思われます。町としての対策や取り組み状況について町長の考えを伺いたいと思います。

次に、医療大学との連携によるまちづくりについて質問させていただきます。町は、北海道医療大学の人材や知識を生かしたまちづくりの実現に向け、今後の検討対象となる事業案をまとめ、スイーツの共同開発を盛り込んでおります。特にスイーツの開発では、アスパラやトマトなど当別産野菜の利用、パウダーを使った焼きドーナツとラスクの商品化を提案していますが、町内の製造事業者で手を挙げるところはあるのでしょうか。また、新産業の事業化による活性化センターのかかわりについてはどうでしょうか。実際に商品化するための方策についてはどうなのでしょう。また、事業案で眠らせておくのはもったいないと思われます。これは、町の活性化や雇用の創出にもつながり、町民にも大きな夢を与えるものだと思っております。本格的な事業展開にするため、そして事業として成立させるため、商店街の活性化とどのような考えで結びつけ、進めていくのか、具体的にこの先事業展開をどう考えているのか、町長の考えを伺いたいと思います。

次に、環境政策について質問させていただきます。最初に、地域の景観を守るための不法投棄防止対策についてお聞きいたします。当別町は自然豊かな環境にあり、これら自然の恵みを将来にわたって享受できるよう、次代へ継承していくことが求められています。さて、長年の懸案であった当別ダムが本年完成し、試験湛水が開始されたところであり、平成25年4月に供用開始となります。当別ダムの完成により、交通量の多い国道275号、中小屋地域から青山、中山の沢に抜けるルートにおいては中小屋地域の以北に民家がありません。そのため不法投棄の非常に多いところでもあります。農地・水保全管理事業で地域の共同活動により監視し、不法投棄の防止に努めているところではありますが、当別ダム、そして道民の森への入り口通路でもあり、町外からの観光客にとっては不法投棄があると大変なイメージダウンになります。緑の環境というものは国民共有の財産でもあり、この路線については町内会活動だけでは不十分であると思われます。自然を身近に感じ、活力に満ちた美しい町を目指す当別町として、このルートの不法投棄防止対策について町長の見解を伺いたいと思います。

次に、当別ダム湖周辺の不法投棄防止対策についてお聞きいたしたいと思います。当別ダムは当別川に建設する多目的ダムで、本年完成し、試験湛水を行い、平成25年4月に当別町民の待ちに待ったダムが供用開始されます。当別町の大きな財産のダムが完成することにより、当別ダムの湛水面積は渡島半島の大沼よりも広く、ダムサイトから道民の森に通じる地が絶景スポットとして、観光ルートとして大いに期待できる場所でもあります。しかし、近年不法投棄には特に注意すべきと思われます。不法投棄があるとせっかくの美しい景観が損なわれ、イメージダウンとなります。また、不法投棄により有害物質でも含まれていると飲料水の水がめとしても大変なことにもなりかねません。ダムには大きな役

割があり、どこの市町村にもあるというものではありません。ダムは、当別町の大きな宝でもあります。地元当別町として、またダム設置者である北海道と、そして水道企業団との連携による不法投棄防止対策はないのですか、もしなければ早急に関係機関との連携により不法投棄防止対策をとるべきと考えられますが、町長の見解を伺いたしたいと思います。

以上、私の質問とさせていただきます。

○副議長（後藤正洋君） 答弁調整のため5分間休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時22分

○副議長（後藤正洋君） 再開いたします。

古谷君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 古谷議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、JRの電化について触れておられますが、ご承知のとおり20年の当別町の運動が実りまして、先般JRが電化されましたけれども、もう十分ご承知だと思いますけれども、私とあなたとのやりとりは単にこの議場だけにはとどまらず、議会広報、新聞などで多くの町民に伝わることをお互い期待して意識していると思っておりますが、あの日当別駅に祝賀の意味で集まってくれた人は、私どもの推測では、計算では大体当別駅に1,250人、太美駅には550人、これはあらかじめ想定していた人とほぼ同じ、当別町1万8,000人口の10%がこの開通式に集まってこられたのでございます。あの日、JRの小池社長さんは私や副町長に、こんなにも当別の方が集まっていたのは非常にうれしいということをおっしゃってくださいました。札幌でも向こうから来る開通式がホームで行われました。大都市でありますし、今や札幌市でJRは何の珍しさもありませんから、その場で集まっておられた人は関係者だけ四、五十人、私どもを含めてその程度だったと思っておりますから、小池社長さんのお話は私に本当にお心から当別町民がJRの開通を待ちわびていた気持ちが伝わった喜びを表明してくれたと思っております。あのJR電化については46億円の事業費がかかりまして、先にあいの里まで大体35億円かかったわけで、電化はあいの里までと言われたとき当別町民は随分落胆して、なぜ当別まで来ないのだろうと。その後猛烈な動き、議会も特別委員会をつくって運動していただいたわけでございます。この間の費用は11億でした。当別町は2億円負担しなければならない話し合いでございましたけれども、議会のご声援の中で私は道に1億円持ってもらおうことをお話をお願いして、道では1億円、小さな町で。これは、JRは一体のものだと、札幌線というローカル線でないのだと、札幌圏一帯の交通網の発展ということが大切だという視点から、これは議員の皆さんが私に知恵をつけてくださった考え方で、それを私は常に述べてきたわけでございます。そういう形

で、2億円負担しなければならないのを道に1億円持ってもらって、当別町は1億円。しかし、その1億円も結局は北海道高速鉄道株式会社、社長は北海道副知事の高井副知事さん、そこへ副町長の近藤さんが取締役として入って、町が出す1億円は札幌市のように35億丸々負担ということではなくて、当別町の場合はこの高速会社に出資するという形でございますから、これは町財政の厳しい中で出資したわけでございますから、負担したのではありません。町の財産として数字の上では残っているということ、いわば町が金を出さないで、お金を減らさないで電化になったわけでございますから、私は少なくともこの運動に携わっておられた議員の方は一人残らずあの日は出席していただきたかったと思っておりますし、ご家族も近隣の方もみんな集まっていたかと思っております。そういう形で盛大に集まっていたかということを喜んでいただきまして、私は、これは議会で言うのはあれですが、当別はかごか人力車でいいのではないかと、電車なんか本当に要るのかと言われたら困るから、本当に電車がうれしいという気持ちをみんなであらわしましょうねと、私は少なくとも身近な者にはそういう話もさせていただきまして、あの日はあのようになくさんの方が集まったわけでございます。

ですから、古谷議員さんが今このJRを何とか、そういう苦勞してかなったことであるから、町の今後の発展のために使わなければならないというご趣旨十分にわかりますので、答弁をさせていただきますけれども、学園都市線の電化によりまして、私自身乗車しまして利便性、快適性、それから大きくて見やすい窓、倍もある窓、美しい農村景観などがあの窓から見ると、とても当別が美しい大きな景色に見えまして、イメージアップが図られたというふうに、あの窓から見ると当別が一段と美しく感じまして、それは実感でございました。当別町の魅力ある理想図の一つとして町のPRに活用してまいりたいと思ったのは当然でございまして、したがって質問ありました町内における未分譲宅地についてでございますが、私は実は宅地業者さんのほうにも職員をして、電車になるので、ぜひこれから宅地をうまく売るように電化を活用してくださいということを事前に十分に会社の方、企業の方とは話し合いをしておりますし、企業の方も新しいチラシを今つくっております。そういう形で私のほうは十分に綿密に着々と実は進めているのですが、区画ですけれども、大体造成したものは2,777区画あったのですけれども、今実際831区画ぐらいは残っていると思われまゝ。その後、最近住宅の新築などが減ってきておりますけれども、それでも200軒余りは近々建っておりますけれども、これも必ずしも宅地造成の2,777の中に建ったというものばかりではありませんので、やっぱり800近くのもの残っているというふうに押さえております、現在は。

したがって、この売り上げには宅地業者さんに全力を挙げていただくように、今後ますます協調していきたいと思っておりますのでございますが、残った土地については草刈りとか管理することということは、町の条例に従いましてお願いをして草刈りをしてもらったり、してくれない場合はこちらで刈りますよと、そのかわり負担はお願いしますよということはずっと過去、美しいまち条例制定以来ずっと続いていますから、ある程度維

持されているわけでございますけれども、ご指摘のとおり防犯面だとか、繁茂が全くないというようなことではありませんので、景観阻害要因になる、そういうことについては憂慮しているところでございます。未分譲宅地に要する企業の販売価格をこの際見直したらどうですかというようなことも僭越ながらご助言もさせていただいております。そういうことで、会社としていろいろな特典、また町のコミバスなどについてもご要望があれば、どうぞ業者さん、聞かせてくださいというようなことを申し入れたり、実は綿密な打ち合わせをしているということをお答えをしたいと思います。そういうことで、販売促進のために懸命に努力を続けておりますけれども、なかなか景気低迷が続いていることと逆に都市の土地が安くなったことによって便利な都市のほうに回帰する傾向もやっぱりやまないわけでございますので、いろいろ苦戦をしているところでございます。

また、議員のご発議の商業の店舗の設置、それから優遇税制なども含めまして、これまでも申し上げてきましたけれども、町としてはまちの未来推進室を中心に町内民間の方のご協力をいただき、町のさまざまな課題を掘り下げて、住民が誇りに思えるまちづくりをすること、それから結果として人口が増加して、空き地が減少して、新たなサービスが提供できることにつながるような戦略プランを作成することといたしているところでございます。加えまして、商店街の活性化対策については、新たに商工会が中心に検討組織を立ち上げる予定というふうに聞いておりますので、商工会さんもJRを活用したいろいろな策ができ上がるものと思っております、そういうものと協議しながら、議員ご発議の方向に沿っていきたいというふうに考える次第でございます。

私としては、今後外部から人を呼び込むためには前例主義による補助金頼りの一過性の活性化策よりも、地元の皆さんが町内会や近隣と良好な持続可能なコミュニティーであり、楽しく生き生きとした暮らしぶりが外部の人もお誘いする、そういうふうになりたい。当別は住みやすいところだと、今までは安い、いろいろ負担を行政がしてくれるということが売りでございましたけれども、ここへきてやっぱり我々が本当にいざなうことができるのは、あの地域は施政方針でも申し上げましたようにお互いがお互いを支援し合う、支え合う。一人でいると思ったら、きょううちの町職員と朝5時半ころお話をしておりましたけれども、町職員が自分で役場へ来るまで雪をはねると、役場へ来たならまた役場の車の雪をはねなくては、全部外に駐車していますから、はねているのは皆さんもご存じだと思います。そういうふうにしなければならないので、朝自分のうちの除雪をして、ついでにお隣のうちのお一人で暮らしておられるうちの雪をはねてあげて、この方は当別へ来てまだそんなに年数がたっていないので、ことしの雪は本当に辟易していたようで、それを毎朝のようにうちの町職員がはねたそうでございます。そのことに対して感謝をされたということはとてもうれしかったというようなことをさりげなくその職員が言っているということを私は朝5時ころ他の職員から聞きました。私はそういうお話を聞いて、260人いた職員が200人になって、そこまでもよく当別に入ってこられた人を一生懸命面倒見る、そういうことが広まっていくことが当別は住みやすいと、電車ももちろん有効に使うしとい

うことであろうと思います。

また、心の楽しみだとか満足感、コミュニケーションをつくり出すために、町民の皆さんが自分たちの地域を自分たちで活性化していこうとするということが非常に重要だというふうに思います。古谷委員のお住まいの中小屋地区におきましても、昨年12月の景観に関する一般質問の中で答弁申し上げておりますけれども、地域が誇れる魅力が数多くあると感じておりますように、中小屋地域は道外から移住されている方も、早朝霧の発生が多いこの地域ならではの幻想的な風景だとか自然景観の美しさ、それからハクチョウを初め野鳥の種類が多さなど地域の魅力を数多く感じられていますし、さらに近隣の農家の方から農作物をいただいたかわりに田植えのお手伝いに行くなど交流をされているというふうに中小屋地域では伺っております。地元の方々と異なった視点が地域の魅力の再発見につながりまして、地域活性化に通じるものであるというふうに思っております。そのために、よそから移ってこられて住まわれている方とたび重なる交流の機会を設けまして、歓迎ムードを進めていく中で地域でたくさんの方々と濃密な交流ができるようになるということ、これがとても大切だと。私は、電化になったから電化そのものを活用するということが、もちろん行政はいろいろ考えなければなりませんけれども、最も効果的なのはやっぱり当別へ来るとどの町内会も本当に安心して暮らせると、お願いもしないのに町職員が雪をはねてくださったりするというようなことは、やっぱりその方はご自分のさきに住んでいた地域、親戚の者にそういう話は広げてくれると思います。そういうことが相当住みやすい町だという広がりをつくるものだというふうに思いますので、地域地域で濃密な交流をするという、人と人と暮らしの中で交流をするということ、それが非常に効果的でないかということ、古谷議員さんにおかれましては釈迦に説法ではございますけれども、地域の交流を盛んにされますように率先して取り組んでいただきますことをお願いしたいと思う次第でございます。

次に、北海道医療大学との連携ブランド商品化に向けての質問でございますけれども、23年度に実施した北海道医療大学の財産を活用したまちづくりの推進事業の中で大学と地域の連携ブランドについて模索した結果、新聞報道でもご承知のとおり、当別産の農産物である野菜のパウダーを使ったラスク、それから米粉を使った焼きドーナツの2点を連携ブランド候補として商品化に向けて検討を行っていくことにしました。可能性の点については、3月の9日には一般町民を対象にふれあい倉庫で試食会を開催しまして、その後先月、医療大学学長以下要職の方々、NPO法人ゆうゆう、活性化センターの事務局長、関係した学生たちと試食を行ったのですが、皆さんから大変な好評をいただいております。今後は、町と活性化センターが連携しながら、製作、製造関係についてはもともとラスク、それから焼きドーナツを手がけていたゆうゆうと協調しながら、栄養評価などについては大学の薬学部などから助言を受けながら、商品化に向けて動きを始めてまいります。今年度は、賞味期限やカロリー計算を含めた成分分析、パッケージ、それからコストなどについて検討を加えていくほか、大学の学内での試食会、それからそこでのアンケート、それ

から大学の九十九祭、有名な医療大学の九十九祭での商品のPRを行いまして、学生と関係者から意見を集める予定でございます。ラスクだとかドーナツについたたった一つのカボチャの種だとか、そういうものがついている、そういうもの、医療大学の知恵ですね、そういうものがとても好評でございます。町の活性化、雇用など大きく夢が膨らむところでございますが、ヒット商品やブランド商品は一朝一夕でできるものではなくて、ブランドとして定着するまでには相当エネルギーと時間を要します。事を拙速にはせず、ロードマップと呼ばれる商品化に向けた工程表をしっかりと整理しながら、一つ一つステップを重ねて、大学では当然ですけれども、町民の皆様にも認めていただける商品の誕生を目指していく考えでございます。

最後に、地域の景観を守るための不法投棄防止策についてのご質問ございましたが、当別ダム湖周辺の不法投棄防止策については、不法投棄は法によりましてみだりに捨ててはならないと定められておりまして、不法に投棄したものは歴然とした犯罪であります。個人ですと懲役5年以下、罰金も1,000万円以下、法人だとこれが3億円以下ということが法律で定められておりますので、不法投棄は毎年多数発生して、22年は29件、23年度では2件ほどふえて31件というように、この防止の措置に苦慮しているところでございます。町といたしましても、町民のご協力をいただきながら美しい町並み、それから農村景観を創出されていますことに感謝しておりますが、不法投棄の発生は中小屋地区に限らず町内全域で起きております。町道や道道、それから国道の管理者と連携しまして、この対応に努めております。当別ダム完成によりまして、この奥には膨大な森林公園の道民の森が広がっておりますし、当別川に沿ったこの一帯はすぐれた景観となっております。また、札幌から車で1時間と距離が近いということで、三笠市の桂沢ダムだとか札幌市の豊平峡ダムといった遠隔地のダムだけしかない施設とは異なりまして、多様性に富んだ親しみやすい景観の資源ともなっておりますので、大いに期待しているところでありますが、当別ダム以北は民家がほとんどないということで、また町道、来年度からは通行可能となる中小屋のほうから今度は道民の森へ行けるというようなことが予定されておりますので、通行車両の増加が見込まれることから、不法投棄の発生が非常に危惧されておまして、古谷議員のご発議のとおり、当別ダムから道民の森一帯はもともと当別町だけでなく北海道の大きな財産というふうに認識しておりますので、不法投棄は景観としてもマイナスイメージになるばかりでなくて、町民の大切な飲料水が汚されるようなことがあってはならない重要な課題がありますので、このため全町民で水がめを大切に守るといふ、そういう意識をやっぱり持ってもらうように行政を進めていく必要を感じておりますし、当別ダムの大切さをひとしく理解してもらうために、整備された浄水場には常時職員が在勤し、当別ダム、それからダム湖の監視体制など、当別ダムの周りは多くの目が光っているというようなことを広めていくために、極めて大切なことだというふうに考えておりますので、監視体制を強化していきますし、町民の皆様方には、不法投棄を予定される場所に遭遇した場合には、不法投棄を発見したときは役場の環境生活課直通、23局の2503番へ通報

して、何か変なもの積んでダムのほうに向かっていったというようなことがあった場合も含めて、あらかじめそういうご連絡をいただければ、町のほうから現場のほうに連絡をとることができますので、そして同時に警察、それから道路管理者、道路管理者はしょっちゅう動いていますから、それから青山ダム管理者、それから新しくできる石狩西部広域水道企業団の関係者の機関にも連携を密にしていきたいと思っております。さらに、パトロールなどの不法投棄防止対策を強化してまいりたいと、町としては来年から水道活用することになりますけれども、ことしもダムつくるまでに青山の工事現場では相当不法投棄物があったわけで、それを除去してダムを完成したと。大体捨てられている場所もダム工事のほうでは把握しております。ですから、今度形態が変わりましたから、捨てる場所もかわるかもしれませんけれども、大体心理的なことはわかるということでございますので、十二分にそういうことをパトロール体制を強化して、絶対罰則をするということで体制をとってもらおう。

ほかに、どうしても不法投棄が多い場合に備えて、あらかじめ当別町民の手づくりの条例の制定、これを検討したいと思えます。町民でボランティアでこの大切な札幌市民、石狩市民、小樽市民、当別町民の飲料水を汚すものは一人たりとも許さないという町民の自発的な自警団、そういうものの設立に向けて条例制定も検討したいというふうに思っております。断固この水は守らなければなりません。この広大なダムは7,000万立米のダムですけれども、飲料水はそのうちのわずか880です。農業水は1,300です。あとは洪水調節、大半が洪水調節なのであります。しかし、1,300の農業用水も、その上にダムがあっても足りなくて、食料をつくるために足りないということであのダムに農業用水1,300乗ったものを、当別町の負担なし、あるいは当別町の土地改良区の負担なしであのダムがあるのでありますから、私は当別町民が感謝の意味も含めて自警団、大切な水を守るのだと、大切な食料をつくるための水を守るのだ、不心得な者は許されないという、そういう人が多く立ち上がることを私は期待しているところでございます。

以上で答弁といたします。

○副議長（後藤正洋君） 以上で古谷君の質問を打ち切らせていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時55分

○議長（高谷 茂君） 再開をいたします。

次に、通告4番、宮司君の質問であります。

宮司君。

○3番（宮司正毅君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

ます。

私は、昨年12月の一般質問でも申し上げましたが、当別町の今後の発展には何よりも収入源、収入の源をふやすこと、これが重要であると考えております。そのための方策として産業の育成、企業誘致が必要であることを申し述べました。町長におかれましては、基本的にこの趣旨にご理解をいただき、事業展開が図れる方向へ進めていきたい旨のご回答をいただきました。産業の育成、企業誘致に関しましては、町の強みを生かした産業をつくるという点で、農産物を生かした食品加工、製造業の誘致あるいはファームレストラン街構想とか具体的提言を申し上げたと思いますが、同時に町内の優秀な技術、すばらしい商品をブランド化するために、町内外の民間の資本力、資金力の活用、こういったことも提言を申し上げました。

その後国内の原発が次々と運転中止となって、電力確保が課題となる中で、この町が再生可能エネルギー資源を豊富に持っていることにはたと気がつきました。我が国のような地震多発国では、原発再稼働はすべきではない。仮に行うとしても、最大限の節電をまず強いた上で、そして極めて短期的なものでなくてはならないというのが私の意見でございます。再生可能エネルギー実現のシナリオを長期的観点で早急に策定すべきであると私は考えます。原発事故で故郷を追われた人々がいて、その周りにいよいよ人の住めない無人地帯を設定せざるを得ないような状況の中で電力需給の精査を等閑にして、なおざりにして原発再稼働に走るという政治判断は、私は国民を愚弄してでも産業界にすり寄る官僚、それからちょっと表現がきついです、国民など眼中にない国政をつかさどる政治家のご都合主義、これに私は怒りすら感じます。したがって、政府の政策をまつのではなく、地域が自分でエネルギーを自給自足するという体制づくりが急務になってきていると私は考えます。当別町は、自給自足どころか余剰エネルギーを地域外に売れるエネルギー、電力供給資源が備わっていると私は思います。かつては自家発電を持っても余剰電力の販路、いわゆる売り先が問題でありましたので、難しかった面がありますが、幸いにも再生可能エネルギーでつくった電気は電力会社が固定価格ですべて買い取る制度がことしの7月から始まることになっております。全量買い取り制度での国が決める固定価格の詳細というものはまだ決まっていますが、したがって採算がとれるかどうかはもちろん慎重かつ綿密な検討が必要です。しかしながら、今一般有識者が提言している固定価格は、例えば太陽光では1キロワットアワー当たり42円、風力は23円から57円ぐらいの幅がありますが、かなり高い価格になっています。もちろんこれは、最終的に一般の意見を募って決定されることになっているようです。一方、これを受けて今民間企業は発電事業への参入に向けて定款までも変更する上場企業が相次いでいることも事実です。そういった企業を誘致するには、当別町に来てほしいと他の地域に先駆けて名乗りを上げることが肝要で、そういった企業誘致を早くしなければ遅きに失する可能性が大きく、私は今回の一般質問で提言申し上げることにした次第でございます。

これから私が考える当別町の持つ再生可能エネルギー資源に関しまして個別に提言を申

し上げ、町長のお考え方をお聞かせいただきたいと存じます。まず、第1に水力発電の可能性です。先ほどからも話題に出ておりますが、先人たちのおかげでダムが完成し、この町では飲料水、農業用水としての水資源の確保ができました。また、水災害への強みもことししっかり示したと思います。これだけの水があって、このコントロールができるのであれば、水力発電の可能性は非常に高いと私は思います。既にその可能性の検討に入っているというお話も漏れ聞こえてはきていますけれども、私は早急に進めていただきたいと考えます。中でも巨大な蓄電池として働くことのできる揚水型水力発電の検討を、これも一案かと私は思います。揚水型水力発電というのは、簡単に言えば上流部と下流部の2つのダムを使って、資源の水をすべて放出するのではなくて、安い深夜電力で一たん流したものを吸い上げて、そして昼間に電気を起こすと、こういうものでございます。日本の水力発電所の中で現在最大発電出力を持つ関西電力の奥多々良木発電所でこの様式が使われています。

もう一つ、河川や農業用水を利用しての小水力発電、小さな水力発電、この構想も今注目をされてきています。もちろん小さいですから、発電コストは大型水力に比べてやや高目です。でも、初期投資額が少ないとか、あるいは非常に安定電力である、あるいは特に農村部では非常に可能な場所が多いということもあり、政府も大きく期待をしております。

水力の次に、2番目に火力発電の可能性です。この町の面積の60%を占める森林の有効活用、すなわち未利用の間伐材を利用しての火力発電の可能性があります。木材をチップやペレットにしたものを石炭や石油のかわりに燃やす仕組みです。石炭混焼というものもありまして、これは石炭とチップをまぜて使う、そういう使用の方法もあります。それから、木質専焼といまして専門に焼く、チップとかペレットだけを使用して火力発電を行うというものがあります。その場合の電力コストは石油とか石炭に比べるとちょっと高くなりますけれども、一方で、利用していない間伐材を使用するわけですから、それを有効利用するわけですから、またそれにかかわる収集だとか運搬、加工等の工程を経て発電施設に搬入していくというプロセスがありますので、加えて林道の整備だとか、あるいは材料運搬、発電設備の設置とか、とにかく雇用創出の効果が大きく期待できます。実は、オーストリアとかドイツ、欧州で極めて盛んでして、特にオーストリアでは国の熱エネルギー需要の約16%をこの木質バイオマスで占めております。例えばオーストリアの人口が8,000人ぐらいの小さなまちだったと思いますけれども、木質専焼の火力発電所でそのまちの電力需要の倍の電力をつくって、余剰電力は電力会社に販売し、そのまちの最大の稼ぎ頭になっているという例もございます。そして、それによって雇用がふえ、一度はまちの外へ出た若者たちが今は逆にどんどんまちに戻ってきている。先ほど古谷議員から移住促進という話が出ましたけれども、やはり雇用があるということが大変大きな要素であると思えます。

火力発電ではもう一つ、低品質石炭を液化加工した燃料で重油の代替として火力発電に利用するという技術が開発されています。当別町の泥炭にこの技術が適用できるかどうか

はちょっと定かではありません。でも、一考に値すると私は思います。日揮という会社がインドネシアで低品質の品質を上げる加工設備を建設して、石炭液化燃料としてこれを日本やアジアで販売する計画が今もう進んでおります。その液化燃料のコストは、通常の燃料炭、いわゆる石炭よりは3から5割安いと言われております。したがって、こういったものも検討に値するのではないかと思います。

実は、その発電コストということで見ますと、ご参考までですけれども、石炭火力というのが化石燃料を使うのでは最も安いのです。昨年12月に日本政府が試算した電源別の発電コストは、石炭火力が9.5円、今皆さん払っているのが二十何円も払っているわけですから、相当安い。キロワットアワーです。そして、低品質石炭が利用可能になれば3割も安い。3割安ければ6円台の電気が起こせるということですので、この辺はぜひ検討していただけたらと思います。もちろん一番安いのは原子力と言われていまして、去年の政府の試算では8.9円ということになっておりますが、これは災害での補償費等は全く計算されておられませんから、私は多分に政治的なにおいかなというふうに皮肉って感じております。

さらに、もう一つ火力発電では、これは私は聞いた話ですけれども、樺戸、東裏、蔵岱にかけて地中にはガス層が存在しているという話も聞いています。当時は、埋蔵量と製品化に関するコスト計算した上で恐らく事業化には移行されなかったのであろうと思われますけれども、現在は技術進歩と資源活用推進の考え方の中でクローズアップされることもあり得ると思っております。

3つ目には地中熱の活用です。太美駅近辺にはかなり高温地中熱が埋蔵されていると聞いています。その有効利用を具現化する検討がもう既に民間ベースで始まったとも聞いておりますが、この熱源は他の地域では生み出すことができないこの町の固有の宝だと私は思います。自然の熱源を使って暖房の効率化とかロードヒーティングとか、あるいは農業生産等々で活用すれば、他の地域との差別化をアピールして太美、西当別地域に人を呼び込む、あるいは企業誘致を図ることができるのではないかと私は期待しています。町として民間ベースの取り組みへの補完とか指導、あるいはこの有望資源の活用のための施策導入、いわゆる技術開発費の支援だとか補助金を出すとか資金援助をする等々のこういったことも検討していただくことを提言申し上げます。

4番目に、バイオエタノールの可能性です。当別町の基幹産業である農作物を利用してのバイオエタノールの生産は、この町の将来の産業構造を大きく変える可能性を含んでいると私は推察いたします。サトウキビ、とうもろこし、小麦、大豆といった穀物類あるいはん菜といった植物資源を発酵し、蒸留して製造する燃料をバイオエタノールといいます。ブラジルや米国を中心に、もう世界じゅうでかなり普及をしております。ブラジルではサトウキビ、米国ではトウモロコシが主原料になっています。もともと地球温暖化に対して世界的にCO₂排出削減が叫ばれた。バイオマスに焦点が当たったもので、前の京都議定書でも植物由来のバイオマスエネルギーはCO₂排出にカウントされない。いわゆる

カーボンニュートラルという規定が行われました。そのバイオマスエネルギーの中で最も普及しているのがこのバイオエタノールでございまして、これをつくるとガソリンの代替燃料として混合物として使用されます。世界では既に7,000万キロリットルも今生産されているのです。ブラジルではサトウキビ、これは本来砂糖をつくるのですけれども、サトウキビの50%がこのエタノールに使われている。アメリカはトウモロコシ、これは本来飼料がベースですけれども、40%はこのエタノールに転換されているというものでございまして。もちろん食料と飼料、それとエネルギーとのとり合いということも少し現象が出てきていまして、その調整というのは今後一つの課題ではありますけれども、事ほどさようにアメリカ大陸では北も南も既に大きなエネルギーとして農産物が脚光を浴びているのです。日本ではまだほとんど普及しておりませんで、全体エネルギーの数%もいっておりません。ただ、ご承知のとおり、このまちは廃食油を使用してのバイオディーゼルでコミュニティバスが今走っておりますが、これは日本でバイオマス利用の数少ない模範例になっています。当別町は、既にもうこれを実現しておるということでございまして。申し上げたいことは、減反ということで農家の方たちが大変苦勞されている様子を聞くにつけ、むしろ農地をフルに利用して、農産物の一部をエネルギーに変えることができれば将来の農業活性化にもつながると私は確信をしております。アメリカでは、ガソリン税の優遇措置とか、あるいはバイオエタノール生産者への所得税控除とか、インフラ整備補助あるいは事業者補助、こういったものを極めて手厚くバイオエタノール助成措置というものを設けております。この町とすれば、いまだに農産物を使った町のブランドが必ずしも確立されていない。そういった状況の中でこういった農産物を使ったエネルギーのことを考えるのはタブーであるかもしれません。しかし、国のエネルギー政策あるいは農業政策の中でバイオエタノール製造基地設置の方針が打ち出されましたときには、間髪を入れず企業の誘致をする、町としての体制づくりを考えておく必要があるのではないかと私は思います。

5番目に、太陽光発電であります。太陽光発電は、各家庭とか農家が設備をつけて電力の自給率を上げる。もう一つは、太陽光発電所、すなわちメガソーラーと言われるものがあります。一般家庭とか農家では設備をつけやすくするために設備費補助の増額だとか政策的な推進策が私は求められると思います。私ごとで恐縮ですけれども、私は個人的にソーラーパネルをつけていますが、これは当時設備費が高かったこともあり、現在の北電が買ってきてくださっている売電価格では回収するまでに15年ぐらいかかりそうです。したがって、設備費というイニシャルコストが下がる、あるいは下げることが普及の最大の武器になります。昨年の中東大震災時に実は太陽光を利用していた家庭が、この家庭だけがテレビが見れたのです。あらゆる情報が遮断され、携帯すら通じない。こういった中で災害の情報を入手できたのは太陽パネルをつけていた家のテレビだけでした。そんなことをある仙台の災害にお遭いになった方からお聞きして、私は大変これが参考になりました。要は、いつ訪れるとも限らない、わからないこういった災害への対策にもなり得るものだなというふうに思いました。要は、電源を多様化して、そしていろんな電源要素を持つこと

が思わぬ効用を生み出した例でございまして、コストだけで判断するのではなく、電源構成の、電力の源ですね、のベストミックスというものを追求していく必要性を私は感じました。それから、メガソーラー、これは北海道では既に十勝、釧路、北見、士別、網走、ここで具体的事業化の検討が始まっています。いずれもこれは民間企業が推進しています。焦る必要はないと思いますが、当別町も企業誘致を求めるのであれば、具体的候補地を選定し、名乗りを上げておくことが肝要かと私は思います。例えば先ほど触れました地中熱利用によりパネルの積雪を解かすというような技術が進めば、他地域との差別化が図れて、企業を呼び込みやすくなるだろうというふうにも思います。

最後、6番目に風力電力です。風力電力というのは風の強い当別町ではかなり有望とは思いますが、立地条件が整うことが前提となりますので、必ずしも簡単ではありません。音がうるさいとか、低周波が出るとか、いろんな課題もあって、人里離れたところでなければ難しいです。また、天候にも左右されますので、不安定。したがって、蓄電設備をつけないと有効に使えないというようなことで、まだまだコストが高くなります。今世界的な傾向でいえば、陸上よりも洋上での風力発電のほうが進んでいるというふう聞いています。

以上、種々申し上げましたけれども、例えば揚水発電に関しましては当別も今般完成した当別ダムを下流側とし、従来からある青山ダム、これを上流側のダムとすれば事業化の可能性というのは高いのではないのでしょうか。当別ダム建設議論が始まった当時は、恐らく経済情勢の電力需給の考え方が現在とは違う尺度でしたから、こういった水力発電の話は話題にすらならなかったのだろうと私は推察しますが、今はその可能性が出てきました。少なくとも今年の3.11以来考え方が激変したことは、もう皆様ご承知のとおりだと思います。町に存在する再生可能エネルギー資源を現在の社会情勢の目線で評価し直して、徹底した再生可能エネルギーの利用、導入を図り、エネルギーの自給自足体制を構築し、さらには余剰エネルギーがあれば地域外への販売をも視野に入れるという、いわゆるエネルギー供給の町に当別町を仕立て上げるという私の提言に関し、町長のお考え方をお聞かせいただければ幸甚でございます。

以上で終わります。

○議長（高谷 茂君） 答弁調整のため5分間休憩をいたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時27分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

宮司君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 宮司議員の一般質問にお答えいたします。

当別町をエネルギーの供給基地にする政策立案の検討をしてはという一般質問でございますが、昨年の中日本大震災での福島第一原発事故により、国では新興国の急激な経済成長を背景に長期的なエネルギーの環境の制約、人口構造の変化、水、資源、食料など必要不可欠な財をめぐる多様な、かつ深刻な問題の顕在化を背景にエネルギー政策を見直し、再生可能エネルギー特別措置法を施行し、風力や太陽光、水力など再生可能エネルギーの導入拡大を示しております。この再生可能エネルギーの導入は、地球温暖化への貢献だけではなく、中国とかインドの人口が地球全体のほぼ3分の1を今占めているというような状態で、電気がない生活をしている人たちが約16億人もいるという、そういう人たちが電気を使う生活をするようになったら化石燃料は一気になくなってしまって、当然奪い合いになるということで、価格は高騰することになりますのであります。そういうことを避けるために、基幹電源に再生可能エネルギーをベストミックスさせることは新たな産業や雇用の拡大とともにエネルギー源の多様化により将来的には原子力発電への依存を変えていくつながらになるということでございますから、宮司議員の前段の原子力発電に対する考え方、私もよく質問の趣旨は理解できております。

日本における再生可能エネルギーは、総発電量が4%程度にすぎませんから、太陽光だとか風力、それから水力など再生可能エネルギーは総発電量の十数倍の可能性があるというふうに言われております。また、再生可能エネルギーなどに取り組む事業者等に対する支援策は、エネルギーのスマート化でありまして、いわばエネルギーのインターネット化であります。再生可能エネルギーの特別措置法による固定価格買い取り制度の施行など拡大されてきておりまして、再生可能エネルギーはエネルギーの地産地消だけではなくて、地域産業の振興につながる可能性があるものと認識しております。北海道でも再生可能エネルギーの普及が進んでおりまして、北海道町村会の中でも時々議論になって、私もその所管の委員長で、いろいろ勉強させていただいておるところではございますが、23年3月末で道内に99カ所の設備があり、そのうち町有のものは発電施設が19カ所、既にもうあります。宮司議員も質問の中でありましたけれども、当別町が当別ダム促進の検討委員会で随分議論したとき、あれだけのダムを、多目的なのだから、水力発電ということは当時共産党の議員さんが相当強く主張されたのであります。私もそういう考えは理解できたのであります。またそのころはご発議のとおり電力を買うということが全然考えられていなかったことで、今思うと、あのときに議論をして進んでいけば、水力発電にもう取り組んでいるところが19自治体あるという中に当別も含めて20と言えなかったのは残念な思いでございます。

そういうことで、水力発電は奥尻だとか遠軽町だとか津別町だとか14カ所の施設がありまして、そのうち2カ所は町有の施設ということになっております。それから、風力発電は、根室市、それから天塩町、沿岸部が中心で54ありまして、うち町有が7カ所。それから、バイオマス発電は、札幌市、苫小牧市などの清掃工場など31カ所のうち町有が10カ所。

それから、太陽光発電は、稚内市や伊達市、2カ所となっております。議員ご発議のとおり本町にも多様なエネルギー源が存在しておりますので、本町で再生可能エネルギーの何が一番資源となるのか、状況を見きわめまして、地域振興の施策につなげることが重要なことと考えております。

そこで、本町の再生可能エネルギーの状況であります。水力発電については、再生可能エネルギーは全般的に日照や風速などの自然現象に左右されるという不安定な面がある中で、水力は昼夜年間を通じて安定した発電が可能です。設備利用率も高く、経済性も比較的高いと認識しております。経済産業省資源エネルギー庁の調査でも当別川の水力は極めて有望だというふうに今言われております。議員ご発議のとおり、当別ダムの奥には青山ダムがありまして、当別ダムとその下流を含めた小水力発電、あるいは当別ダムと青山ダムという一定規模以上のダムが連なっていることを活用して当別ダム、青山ダムとの間での水を循環させる議員ご発議のとおり揚水発電など、資源として大きな可能性を秘めております。実はあす札幌市でそういうことを検討する会議がありまして、私もお案内いただいておりますが、今回は個人的なご案内ですので、時間の都合で出席できませんけれども、この2つのダムについてはもうそういうことが取り進んでいるところもあります。また、町内の河川や農業用水などでの小規模な段差を活用して発電を行うクロスフロー水車、それから水中のタービン、それからカプラン水車方式など小水力発電の導入の可能性も大いにあると認識しております。

次に、地中熱については、議員の言われておりますとおり太美地域の地下水の温度が25度以上と、温泉ですから25度以上ありまして、その周辺もあの辺一帯は大体15度前後になって高い温度があります。私のうちの庭の池も16度でございます。金魚を飼うのには非常に都合いい温度でございます。地中熱は場所を選ばず、安定したエネルギーであります。当別町を初め、北海道は暖房によるエネルギー資源が他の地域に比べて大きいことから、有望な資源と認識しておりますし、既に町内においてはその活用について調査研究の動きも存じておりますので、町としてどのような支援ができるか、独立行政法人で新エネルギー・産業技術総合研究機構でございますNEDO、それから大学、それから民間企業などにも協力要請をするなど、地域固有の資源の有効活用について検討していきたいと思いません。

次に、火力発電でございますが、木質バイオマスについては平成23年第6回定例会で柏樹議員の一般質問にお答えしておりますように、本町の約2万6,000ヘクタールの森林は貴重な地域資源であるというふうに認識しております。間伐などによる林地の残った材ですね、林地材が発生しておりますが、運搬費などのコストの面と、それから所有者との関係、さらには木質チップを燃料としての発電を行っていくにはチップの安定した確保が課題になるということでございまして、現状での木質チップ発電は低コストである建築廃材等を使用しているケースがほとんどであることから、林地残材、林地の残った材での木質バイオマスとしての導入はなかなか難しいと認識しております。一部に全道の町村の中

で、柳は非常に成長が早いから、3年サイクルでそれを事業化しようとするまち町村会の議論の中ではあるところがございますけれども、当別の場合は今までの状況では今申し上げたような状況であります。泥炭については、昭和40年代半ばまでは採掘しておりましたが、この場所は現在宅地や農地になっておりますので、困難であります。膨大な泥炭地がありましたけれども、篠津総合開発で耕地にしたことと、またその篠津総合開発から残ったところはいわゆる泥炭地開発ということでパイロット、小規模の農地造成で、当別の場合は主として太美地域ですけれども、泥炭地開発を行っておりますので、困難だというふうに考えております。ガスについては、平成5年から平成6年にかけて石油資源開発株式会社が埋蔵天然ガスの試掘を行いました、最終的には埋蔵量が商業ベースに合わないという理由で事業化に至らないと判断されたというふうに記憶しております。現在は採掘技術も進んでいると思いますので、関係機関などと情報収集してまいりたいと考えておりますが、宮司議員におかれてもこれまでの企業人としての経験や人脈から、この辺はどうかということについていろいろな角度から事業化に向けて何らかの動きができないかどうか、あり得るかどうか、アドバイスをいただければ幸いですと思っております。

次に、バイオエタノールでございますが、サトウキビやトウモロコシなど農産物を主材料として、その生産はブラジルやアメリカの大規模面積での生産となっております。ブラジルやアメリカでは規模が大規模でございます。本町の場合、米、麦が主体となっておりますと考えておりますけれども、米など生産経費が高い問題、それから米からエタノールを生産する際の効率の問題、何よりも当別の場合農産物を食料以外に使用、利活用することについて、今の生産者の考えがそこへ至るのには多少時間がかかるのではないかと。農は聖職、神職だと思っておられた方々に燃料にするということについての考え方は、経済性、合理主義、いろいろなことは理解できたとしても、なかなか難しいのかなというふうに思うところでございます。私は、日本において昨年の東日本大震災を受けて被災地での食料生産が危ぶまれている状況の中で北海道は安全、安心な食料生産基地として重要性がますます高まっているというふうに認識しております、本町ではその中心の役割を担うべきだと考えておる農家の人が圧倒的だというふうに考えておまして、当面は安心、安全な食料、農産物の生産性向上に努めてまいりたいというふうに思うところでございます。

次に、太陽光発電でございますが、メガソーラーの候補地とされる地域は降水日数が少ない十勝や北見、網走などの道東方面でありまして、冬期間の降雪など降水日数の多い当別町ではこれらの地域より好条件とは言えない状況と認識しております、大面積の遊休地がない状況となっております。また、家庭への太陽光の導入でございますが、平成23年第4回定例会の島田議員の一般質問で答えておりますように、国の補助制度の利用について案内をいたしますが、また現在補助制度を持っていない北海道へ制度創設を働きかけてまいります。

次、風力発電でございますが、平均風速が6メートル以上が望ましいとされておりますが、本町は平均風速が4メートル未満の地域ということでございますので、それから騒音など

の関係から今後は洋上発電へ移行が、海の上、海洋ですね、進められると認識しております。これらの再生可能エネルギーの利用は企業、団体等と自治体との連携が非常に効果的であると認識しております。町などが行う公営の事業にこだわらず、民間の企業の参入を含めて広い視野を持つことが必要だというふうに考えます。町の持つエネルギーの資源を活用して事業展開が見込まれる場合には、町の地域振興につながることから、これまで以上に情報収集に努めるとともに、特に当別町では有望な資源とされている水力発電については北海道企業局、それから民間企業、それから研究機関など関係機関などと協調しまして、当別町、それから当別町民に有用な施策となるように検討を始めて、今少しですけども、検討を始めているところでございます。いろいろな電源の資源になるものは当別町にも議員ご発議のとおりいろいろあるわけでございますが、当面はまず一番水力発電が取り組みやすいところにあるという認識を持っているところでございます。

以上で答弁いたします。

○議長（高谷 茂君） 宮司君。

○3番（宮司正毅君） 当別町をエネルギーの供給基地、エネルギー、電力の供給基地に仕立て上げてはという私の提言に関しまして、個別には難しいものがあるということは今ご回答いただきました。全般において基本的なご理解を得たものというふうに私は了解をさせていただきます。特に水力、これについてはかなり、私が聞き及んでいたよりももう数歩も前に進んでおられるのかなというのをちょっと今のご回答から感じましたので、大変心強く感じました。

これから私が申し上げることについては、これは質問ではなくて、したがって町長のご回答をいただく必要ありません。私の意見としてちょっと触れさせていただきたいのですが、私が幾つか提言した中でできるものから検討あるいは検証を進めていくという方法もありますが、私は当別町をエネルギーの町にするのだという大方針を打ち出すことが、対外的にそれを発信することによって、あるいはこの町を売り込むことによって政府も、あるいは道も、あるいは企業もこちらに目を向けてくれるのではないかと思います。エネルギーの自給自足を地域で進めていこうということもさっき申し上げましたけれども、要は検討したり検証するのには物すごくお金がかかりますから、しかもいろんな方面で範囲が広いので、こういったものを何とかして検証するのにぜひ政府の金を使って、あるいは道の金を使って検証していくと、特に幸いにも東日本大震災ということで今政府もいろんな支援策を打ち出しています。例えば経済産業省では、先ほど町長がエネルギーのスマート化とおっしゃいましたけれども、スマートコミュニティ、これが経済産業省が今出しているもので、次世代エネルギーあるいは社会システムの実証実験を進めていこうというプロジェクトです。それから、農林水産省はスマートビレッジ、これは農村部での再生可能エネルギーを利用することによって農村部の電力自給自足体制を構築していこう、あるいは環境省ではチャレンジ25の地域づくりとか、それから国土交通省の低炭素都市づくり、文部科学省まで緑の知の拠点とか、総務省でも緑の分権改革等々もいっぱい出てきているの

です。これ全部再生可能エネルギーへの支援策が含まれています。したがって、今財政的に苦しい当別町はこの検証のために多大な金をかけるという余裕は多分ないでしょうから、こういった新しい挑戦をするにはこういった事業の可能性のフィージビリティスタディーのお金をぜひ外から取り込むということを考えていただくことが必要だろうと。そのためには、やはり当別町はエネルギーの供給の町なのだとすることをぜひ発信して、そして皆さんの関心を集める。特に先ほども申し上げましたように、民間企業で定款まで変えて今電力産業に入っていこうというのがもうメジロ押しですから、そういう人たちの目を引くためにもぜひそういう大方針を発信していただいて、私たちがやるプロジェクトのコストダウンを図ることを考えていただいたらいいかなというふうに私は思います。

そういった私の提言をさせていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（高谷 茂君） 以上で宮司君の質問を打ち切らせていただきます。



◎日程の追加

○議長（高谷 茂君） お諮りいたします。

本日、後藤君外13人から、議員渋谷俊和君の平成23年度政務調査費の監査請求に関する決議が提出されております。

お諮りします。議員渋谷俊和君の平成23年度政務調査費の監査請求に関する決議を日程に追加し、追加日程第1、議員提案第2号として議題にすることについて採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

この監査請求に関する決議を日程に追加し、追加日程第1、議員提案第2号として直ちに議題にすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高谷 茂君） 起立多数です。

したがって、この監査請求に関する決議を日程に追加し、追加日程第1、議員提案第2号として直ちに議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時53分

○議長（高谷 茂君） 再開いたします。



◎議員提案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 追加日程第1、議員提案第2号 議員渋谷俊和君の平成23年度政務調査費の監査請求に関する決議を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、渋谷君の退場を求めます。

〔4番 渋谷俊和君退場〕

○議長（高谷 茂君） 提案理由の説明を求めます。

後藤君。

○16番（後藤正洋君） ただいま追加日程となりました議員提案第2号 議員渋谷俊和君の平成23年度政務調査費の監査請求に関する決議につきまして、議員提案第2号として提案理由の説明をさせていただきます。

議員提案第2号。

当別町議会議長、高谷茂様。

提出者、当別町議会議員、後藤正洋。賛成者、当別町議会議員、柏樹正、同じく竹田和雄、同じく島田裕司、同じく市川正、同じく岡野喜代治、同じく神林俊一、同じく小早川孝男、同じく白杵英男、同じく石川和栄、同じく稲村勝俊、同じく宮司正毅、同じく古谷陽一、同じく山田明。

提出者1名、賛成者13名、14名の議員によりまして提出をさせていただきます。

なお、桐井議員につきましては監査委員というお立場、あるいは議長というお立場でこの中には含まれておりません。

監査請求に関する決議。

先ほど申しあげました議案につきまして、別紙のとおり当別町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をさせていただきます。

監査請求に関する決議。

地方自治法第98条2項の規定により、次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。

記。1つ、監査を求める事項。議員渋谷俊和君の平成23年度政務調査費。

2、提案の理由。平成24年4月27日、議員渋谷俊和君から平成23年度交付の政務調査費について、収支報告書が提出されました。議長は報告書の内容を精査した結果、支出の大半が政務調査費の用途基準に合致しない不適正な支出と判断し、当別町議会政務調査費の交付に関する条例第8条及び第11条の規定に基づき返還しなければならない旨を伝えました。しかし、渋谷議員には返還する意思がないものと判断し、議長は平成24年5月28日付、当別町議会第155号にて、不適正な支出について早急に返還するよう強く勧告いたしました。

政務調査費とは、議員の調査研究に資するために必要な経費として交付されるもので、議員の政治活動や後援会活動、個人的な活動など調査研究活動以外の経費に充てることはできません。渋谷議員の収支報告書には、「明るい当別をつくる会」ニュースの印刷代、同会主催の議会報告会会場費、宣伝カーのガソリン代などの領収書が添付されておりました。渋谷議員を含む全議員の同意のもとに作成をいたしました「政務調査費の手引き」において、支出できないものとしている項目を収支報告書に掲載する渋谷議員の行為は、政務調査費を支給する本来の目的から大きく逸脱し、制度そのものの真義をゆがめ、町民の議員に対する信頼を大きく損ねる行為と言わざるを得ないと思います。

この際、渋谷議員の収支報告書にあるこれらの項目が不適正な支出であることを明確にするため、地方自治法第98条第2項の規定により、監査委員に対し監査を求め、監査の結果に関する報告を請求いたします。

以上、議員提案第2号に対する提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくご審議お願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第2号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議員提案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

〔4番 渋谷俊和君入場〕



◎閉会あいさつ

○議長（高谷 茂君） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。6月定例会閉会に当たり、一言申し上げます。

本定例会においては、議員各位の発意による当別町政治倫理条例が圧倒的多数で可決、成立をいたしました。議長の立場からお礼を申し上げたいというふうに思いますし、これまで条例作成に熱心に取り組んでいただきました議員各位に心より敬意を表したいというふうに思います。これ以後は、各議員がこの条例を踏まえて、みずから作成したこの条例に従い、日々の議員活動に努めていただきたいというふうに思います。

また、最後に追加日程で決議をされました渋谷議員に対する監査請求に関する決議につきましては、本日のこの時点においても規則違反の状況は続いております。議長の最終勸

告にも従わない、議員みずから決めた規則を守らないというこの態度は、議員としては決して許されるものではありません。この際、公正な監査委員の判断を求め、渋谷君の不遜な態度を明確にしていくべきと考えております。



◎閉会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上を申し上げて本日の会議を閉じ、平成24年第2回当別町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

（午後 零時04分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成24年 月 日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員